

令和7年第2回広尾町議会定例会 第2号

令和7年6月18日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1番 斎藤弘樹	2番 尾矢利昭
3番 大庭克彦	4番 雄谷幸裕
5番 山岸謙一	6番 松田健司
7番 志村國昭	8番 浜野隆
9番 萬亀山ちず子	10番 前崎茂
11番 渡辺富久馬	12番 山谷照夫
13番 堀田成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	田中靖章
副町長	及川隆之
会計管理者	沖田一美
兼出納室長	沖田一美
総務課長	山崎勝彦
総務課参事	保坂一也
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	木村正樹
併総務課主幹	坂田邦昭
併総務課主幹	北山誠
企画課長	鎌田慎
企画課長補佐	木下慶太
住民課長	柏崎弥香子
兼住民課長補佐	三浦直子
保健福祉課長	山畑裕貴
保健福祉課参事	宝泉大

兼老人福祉センター所長	山	畑	裕	貴
兼地域包括支援センター長	山	畑	裕	貴
兼健康管理センター長	宝	泉		大
健康管理センター次長	三	浦	直	子
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
兼子育て世代包括支援センター長	浜	頭		力
認定こども園ひろお保育園長	舩	田	光	恵
豊 似 保 育 所 長	小	村	和	徳
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農 林 課 長	寺	井		真
兼 町 営 牧 場 長	寺	井		真
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
水産商工観光課長補佐	山	田	雅	樹
建設水道課長	楠	本	直	美
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	楠	本	直	美
港 湾 課 長	安	岡	伸	弘
港 湾 課 長 補 佐	須	田	圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長	渡	辺	將	人
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
兼学校給食センター所長	三	浦	弘	樹
社 会 教 育 課 長	村	中	晃	央
兼 図 書 館 長	村	中	晃	央
兼 海 洋 博 物 館 長	村	中	晃	央

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	(19)	田	㊦	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤	田	佳	幸
-------------	---	---	---	---

併 書 記 長 白 石 晃 基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 鈴 木 孝 俊

併 書 記 長 山 崎 勝 彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 大 森 康 雄

事 務 局 長 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 石 晃 基

事 務 局 次 長 佐 藤 直 美

総 務 係 主 事 補 別 所 龍 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、雄谷幸裕議員、9番、萬亀山ちず子議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、4番、雄谷幸裕議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（雄谷） 福祉灯油と防災対策について質問いたします。

最初に、福祉灯油等の増額と援助対象世帯の拡充についてです。

福祉灯油は昨年が続いての質問になりますが、昨年の一般質問によって3点改善されました。1つには、支給条件である世帯の合計収入額の見直しが行われました。2つ目は、5年ごとの生活保護基準の改定に合わせて世帯の合計収入額の見直しをすること、3つ目は、生活保護世帯では60リットルから100リットルに増額されました。今日は、3つの視点から質問します。

この福祉灯油の援助対象の要件の一つとして、世帯全員が65歳以上の高齢者世帯となっていますが、長引く物価高騰に加えて灯油価格高騰の長期化で、高齢者世帯の生活状況が厳しさを増しています。この4月からは、ティッシュ、トイレットペーパーなどの日用品、4,200品目を超える飲食料品の値上げ、北海道電力も4月検針分から値上げされています。4月に総務省が発表した2024年度平均の全国消費者物価指数は、前年度比2.7%上昇しました。年金支給額は前年度比1.9%増額になりましたが、実質目減りとなっています。町長は、高齢者世帯の生活状況をどのように捉えているのか、お尋ねします。

昨年の答弁では、北海道や国の補助による財源確保がない限りは、現行を維持していきたいとのことでありましたから、令和6年度は100リットルでした。

令和5年度では管内16市町村で福祉灯油を実施していますが、広尾町より支給内容が多い状況は9町村です。200リットルが2町、150リットルが1町1村、現金・商品券3万円が1町、2万円が1町1村、1万5,000円は2町となっています。管内並みの灯油200リットル相当額まで増額する考えをお尋ねいたします。

2つ目の視点は、グループホームや病院に入所、入院されている方は、暖房費の負担が生じても施設サービス、医療サービスに係る費用の一部で、在宅において自ら燃料を購入する費用とは性質

を異にするものであると昨年答弁されましたが、寒くなってきたから施設へ暖房を入れる、同じく寒くなってきたから自宅でストーブを使うから燃料を購入する、どこが性質を異にするか分かりやすく答弁を求めます。

3つ目の視点ですが、令和6年度の課税ベースで、65歳以上で支給条件である1人世帯の合計収入額117万1,000円以下の世帯は何世帯ですか。2人世帯の合計収入額186万4,000円以下の世帯は何世帯ですか。それと、令和6年度の高齢者世帯の助成件数は何件で、うち新規助成は何件でしょうか。

次に、防災対策として自主防災組織の組織率100%、避難所運営訓練と予算要望について質問いたします。

災害が発生したときの被害を軽減するためには、防災の基本である自分の身を自分で守る、いわゆる「自助」と、ふだんから顔を合わせている町内会の人々が集まってお互いに協力しながら防災活動を組織的に取り組む、いわゆる「共助」が共に大変重要であると言われており、共助を担う自主防災組織の必要性が高まっています。多くの犠牲者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、約8割の方が家族や近所の住民によって瓦礫の下から救出されたとの報告もあります。

令和4年、5年に1団体ずつ設立されて、現状では37町内会中22町内会で自主防災組織が設立されていますが、令和6年4月1日現在では、世帯数での組織率は56.6%です。全国の自主防災組織率は85.4%、北海道は76.9%であります。毎年、防災訓練を実施している割には組織率は低いと思います。組織率の低さの要因をどのように分析されていますか、お尋ねいたします。

防災対策の2つ目です。

令和元年11月に自主防災組織を対象とした避難所運営訓練を実施されていますが、それ以後、実施されていません。広尾町地域防災計画では、町は「避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。」、また、「マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難場所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。」、さらに「住民等が主体的に避難場所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。」と記載されています。

以上のことから自主防災組織を対象とした避難所運営訓練を定期的を実施すべきと思いますが、町長の考えをお聞かせいたします。

防災対策の最後になります。

千島海溝でひずみが蓄積されている可能性があり、マグニチュード9クラスの地震を引き起こすおそれがあると4月3日の北海道新聞で報道されましたが、地殻変動観測の機器設置が遅れており、事実上の空白地帯になっているとのことであります。

海底地殻変動観測は、中長期でプレートのひずみを把握することで、今後の地震と津波発生の可能性や規模をより正確に推定するのに有効であると言われています。国は、観測機器を日本海溝、南海トラフを優先して設置していますが、千島海溝では観測機器設置に向けた予算要求の動きはないとのことですよ。

令和5年度決算の成果報告24ページに十勝圏活性化推進期成会等による要望事項が記載されてい

ますが、この海底地殻変動観測機器の設置要望は記載されていません。早急に要望していくべきだと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、雄谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、福祉灯油等の増額と援助対象世帯の拡充についてであります。

議員が言われるように、生活を維持するために必要である主食の米を含めた食料品に加え、灯油をはじめとする燃料費など、あらゆるものの価格上昇が続いており、高齢者世帯の生活は大変厳しい状況にあることを承知しております。

令和6年度の福祉灯油助成事業につきましては、「物価高騰対応地方創生臨時交付金」での上乗せ支給について検討いたしました。助成事業で活用しております北海道の「高齢者等冬の生活支援事業補助金」は他の補助金との併用ができないとの通知が北海道からありましたことから、上乗せ支給をせず100リットルの支給をしたところであります。

なお、生活保護世帯につきましては、議員からお話がありましたように、60リットルから100リットルの支給へと引上げを行っているところであるいます。

また、「物価高騰対応地方創生臨時交付金」を活用した助成事業の上乗せができなかったことから、全世帯を対象とした事業ではありますが、「臨時交付金」を活用し、4か月分の水道基本料金の減免を実施したところであります。

1点目の200リットルまで増額する考えはとのご質問であります。本町は灯油100リットルの現物助成でありまして、基準日の灯油単価が上がれば助成額も増えるという制度でありまして、燃料費の高騰にはある程度対応ができていたものと考えております。

福祉灯油助成事業につきましては、他の福祉サービスとのバランスや財政状況などを見極め、実施市町村がそれぞれの実情に沿って助成内容を制度設計しているものであります。本町は十勝管内でも比較的温暖な気候であるため、金額により管内の他市町村と比較することはできないと考えておりますが、増額は難しいものと考えております。

今後、国や道の補助金等が活用できる場合には、昨年度同様、物価高騰に対応した施策を検討してまいります。

次に、2点目のグループホーム等に入所されている方や病院に入院されている方の暖房費についてであります。

福祉灯油助成事業の援助対象は、「広尾町内に居住し、かつ、引き続き冬期間を通して、居住する見込みのある世帯」でありまして、在宅で生活されている世帯が対象になるものと考えております。

昨年も答弁をさせていただきましたが、施設入所されている方や病院に入院されている方の暖房費は、冬期間の暖房に要する費用ではありますが、施設サービスや医療サービスに係る経費の一部として負担されているものであり、援助の対象とはならないものと考えているところであります。

最後に、3点目についてであります。

福祉灯油の支給条件であります、1人世帯で収入額が117万1,000円以下の世帯数については786世帯、2人世帯で収入額が186万4,000円以下の世帯数は525世帯であります。

また、令和6年度の高齢者世帯の助成件数は76世帯、そのうち新規助成は10世帯でありました。

次に、自主防災組織の組織率100%、避難所運営訓練と予算要望についてであります。

日本海溝・千島海溝における巨大地震について、本年1月に公表された政府の地震調査委員会長期評価で、十勝沖でマグニチュード8程度の大地震が今後30年間に起きる確率が「20%程度」に引き上げられました。

広尾町で震度6強の地震が発生した場合、約30分で最大25.4メートルの津波が襲来し、死者は最大で260人と想定されているところであります。

初めに、1点目の自主防災組織の組織率についてであります。

災害発生時は、自分や家族で取り組む「自助」、隣近所や地域で助け合う「共助」、国や市町村などによる「公助」が連携することが重要であり、「共助」の中でも、高齢者などの避難行動要支援者の手助けや避難所運営への協力など、大きな役割を果たすのが自主防災組織であります。

本町の自主防災組織の設立状況につきましては、令和6年度末で22組織、組織率58.6%となっております。津波の被害が甚大な沿岸地区では、ほぼ100%の組織率となっておりますが、市街地でも津波の浸水のおそれがない町内会や野塚・豊似地区では組織化が進んでいない状況にあります。

本町におきましては、巨大地震における津波対策を最重要課題として実施してきたところであり、町内会に対しましても自主防災組織の設立を呼びかけ、支援も進めてきたところではありますが、設立に必要な名簿の作成が大きな負担だという声も聞いており、設立が進まない一つの要因であると考えられるところであります。

次に、2点目の避難所運営訓練の実施についてであります。

令和元年度に内閣府の支援を受け、「自助」「共助」を主眼とした住民参加型訓練として、初めて避難所の開設訓練を実施したところであります。7つの自主防災組織から18人に参加いただき、避難所のレイアウトや避難者の受入れ、資機材の取扱いについて確認したところであります。

その後、住民の防災意識向上、地域による避難所運営の手順等の確認等を目的に、令和3年度から広尾高校と自主防災組織と連携した避難所設置・運営訓練を継続して実施しているところであります。

参加者からは、より実践的な訓練が必要ではないかとのご意見もいただいております、自主防災組織からの参加者が減少しているなどの課題もあるところですが、今後も訓練内容を見直ししながら実施してまいりたいと考えているところであります。

次、3点目の海底地殻変動観測機器の設置についてであります。

最初申し上げましたとおり、千島海溝のプレートのひずみ蓄積による大地震発生の可能性が高まっており、十勝地方でも震度4程度の地震が頻発をしております。いつ巨大地震が発生するか分からない状況にあります。

観測機器の設置は、地震と津波が発生する可能性や規模をより正確に推定することに有効である

とされていることから、本町としても国に対し機器設置について要望していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 高齢者世帯の生活が大変厳しいと認識されている上で、ほかの福祉サービスとのバランス、財政状況などを見極めて制度設計しているということですが、高齢者の生活状況がこれからますます厳しくなっていくと思います。灯油単価は、政府の補助金が段階的に支給されたことによりまして2024年12月で1リットル125.4円でしたが、2025年4月では136.4円と11円も値上げしています。3月の全国消費者物価指数は前年同月比で3.2%上昇し、家計の圧迫が続いており、夏にかけては幅広い食品で値上げラッシュが控えています。

前段でお話ししましたとおり、年金は1.9%上がっていますが、実質目減りとなっています。200リットルまで引き上げられないか、再度お尋ねいたします。

暖房費を使うことに在宅者と入院・入所者でどこが性質を異にするか質問しています。病院は11月1日から翌年の4月30日までの期間、入院1日につき療養担当手当の名前で暖房代が診療報酬点数に10点加算されます。1か月入院すると3割負担で900円の負担となります。外来でも月に1回7点が加算されます。この診療報酬点数加算については、このように中札内村では広報で診療所便りということで村民に周知されています。

町内の民間施設では、利用者が負担する暖房費は6万円から4万2,000円になっています。ある施設では、年間の暖房費の約75%を利用者の負担で賄われています。答弁からすると、入院、入所されている方は居住していることにならないのでしょうか。居住イコール在宅という解釈ですか。今の答弁では、施設入所と自宅とで性質を異にする明確な理由はありません。もう一度お聞きします。どこが性質を異にするのか、明確なお答えをお願いいたします。

1人世帯、2人世帯の支給条件である合計収入額以下の世帯が、合わせて1,311世帯です。高齢者世帯で助成を受けたのが76世帯、割合にすると5.8%になります。課税対象外の収入があったとしても5.8%とは随分少ない割合と思いますが、町長はどのように捉えていますか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） まず、1点目の物価高騰の部分であります。

福祉灯油の支給事業に限ったことで言えば、先ほども申し上げました基準日の灯油単価が上がればその支給額も増えるということで対応しているわけでありまして、燃料費の高騰の部分については、ある程度対応できているものというふうに考えております。

ただ、今、議員がおっしゃられたように、様々なものの値段が今上がってきております。年金の上昇の部分もありましたけれども、もっと言えば、賃金の上昇と物価の上昇が釣り合っていないと

いう状況、これは国のほうもそういったことで、今、対応をしようとしているわけでありますけれども、この事業では福祉灯油に限って言えば、そういったことで、今、対応しているということでございまして、国や道の補助金があれば、やっぱりそういった形でまた対応していきたいというふうに考えているところであります。

昨年に限っては、先ほど申し上げましたとおり、水道基本料の4か月分、4,400円になりますけれども、その分を全世帯ではありますけれども減免をしたというところ、それから物価高騰対応のためのプレミアム商品券の部分についても、これも物価高騰への対応ということで、今、実施をさせていただいているところでありますので、繰り返しになりますけれども、国や道の補助金があった場合については対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

また、施設入所者への関係であります。この関係については性質を異にするという具体的な部分がないということなのではありますけれども、申し上げているのは、施設入所されている方あるいは病院に入院されている方の暖房費という部分については、ちょっと表現がまずかったというか、適切ではなかったというふうに思っております。その部分については訂正、取消しをさせていただきたいなというふうに思っています。申し上げたかったことの内容としては、施設あるいは入所、入院されている方の暖房費というのは、その施設に対しての、病院であれば一部負担金という形で徴収をされているということでお話をしたということでありますので、在宅イコール居宅、住んでいなければならないのかということについても、必ずしもそういう考えではないのですけれども、補助対象については今現在の要綱の中で見れば、自宅に居住している方のみとしているものでありまして、十勝管内でも多くの自治体で社会福祉施設等に入所されている方あるいは入院されている方については、援助の対象とはしていないというところでご理解をいただければというふうに思っております。

それから、3点目の部分でありまして、支給条件を満たしている世帯については、施設に入所されている方もおりますし、また、入院中の方もいると思います。あるいは遺族年金ですとか障害年金など所得として申告の必要のない、あるいは収入として表に現れてこないという収入もありますので、実際に支給条件を満たしている方がどれくらいおられるのかという把握については困難な状況にあると思っております。今後も、事業の周知を適切に行いながら、必要な方が受給できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 一次答弁、今の答弁でもありましたけれども、基準日の灯油単価で支給するので燃料費の高騰には対応できていると。管内でも暖かい気候とのことですけれども、もともと100リットルでは少ないのだと思うのです。実情を把握するためにも、援助世帯の灯油使用量を調査する考えはないでしょうか。我が家では昨年12月から3月までの間、灯油使用量は703リットルでした。実態調査する考えがないかお尋ねいたします。

過去はともかくとして、現在でも管内はもとより、全道的に見て厚遇している手厚い事業があり

ます。この福祉灯油、広尾町は管内では先駆的な取組が行われてきたところでありますので、管内に先駆けて施設入所の暖房費の一部を援助すると決断することはできないでしょうか。

この福祉灯油の周知方法、町広報の11月号で交付申請書を折り込んでいます。それと防災無線での周知をされていますけれども、今答弁でありました把握するのは困難であるというところがございますので、一度65歳以上の方にダイレクトメールを送ってみる考えはありませんでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 3点にわたってのご質問ですけれども、1点目の使用量の調査の部分であります。いろいろ家族の構成ですとか世帯の状況、住宅の状況等々によって様々な形態があるわけでありまして、生活様態は多様であるというふうに認識をしております。調査については困難な部分もありますけれども、100リットルの助成が適切なのかどうかという部分については、今後、他の福祉サービスとのバランスも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。調査の部分については、今言ったような形で判断が難しいというふうには考えております。

それから、2点目の福祉施設への援助について、今お話ありましたように、福祉灯油の支給事業というのは、広尾町が十勝管内でも先駆的に行ったところでありまして、ほかの町村はその後追随してきたというところにあります。町内の施設もありますけれども、公平性の観点からいいますと、例えば広尾町民が帯広市ですとか大樹町ですとか、そういった施設に入所されている方もおります。施設に入っている人も対象にするとすれば、そういう人たちをどうやって把握するのかという部分もあります。逆に、広尾町の施設であっても、ほかの町村から来ている方もいらっしゃいます。そういう方々をどうするのかという部分もあると思います。そういった部分については、検討して改正することはできるとは思いますけれども、今の現行制度の中では非常に難しいというふうに考えているところでもあります。

それから、把握の部分でありまして、ダイレクトメール等々のお話もありましたけれども、福祉灯油の担当課、福祉係でありますけれども、税情報について把握できていないという状況にあります。先ほど言いましたように対象者が700世帯ありますけれども、その世帯だけではなくて、全町民に送らなければならないという状況があります。そういったことも考えると、余計な混乱を招いてしまうおそれがありますので、従来行っております周知方法、広報ですとか防災無線、こういったものを活用しながら把握に努めるとともに、地域包括支援センターあるいは社会福祉協議会で訪問しているヘルパーさん、そういった方々の協力も得ながら、対象になるような世帯については周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 使用量の調査もしない、ダイレクトメールもしない、消極的で非常に残念です。申請主義だけで、この福祉灯油の目的、援助することによって生活の安定を図り福祉の増進に寄与

するということが達成できるのでしょうか。仕事の進め方をいま一度考え直してみる必要があると思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） いろいろご忠告いただきましたことを肝に銘じながら、これからも仕事を進めてまいりたいと思います。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 今年の一つも改善されませんでした。質問の設計図を考え直してみたいと思います。

それでは、防災対策の二次質問に移らせていただきます。

自主防災組織の設立に必要な名簿作成が負担になっているということですが、私のところも引継ぎを受けたときには名簿が4割程度未回収でした。個人情報懸念されているようですので、封筒に入れて回収するとか、名簿管理は会長と副会長だけですと説明すると理解していただけました。

広尾町の災害の発生は、過去において暴風雨、台風という被害が最も多いことが広尾町地域防災計画に記載されています。昭和56年からの災害の記録も記載されています。平成10年9月に台風5号の豪雨で349.5ミリの降雨量があり、豊似市街地で被害を食い止めるために雨を山側から海側に流すために、国道の歩道をショベルで壊す現場を私自身が目の当たりにしました。近年の温暖化の影響もあり、北海道でも線状降水帯がいつ発生してもおかしくないと言われていますので、町内全体で自主防災組織が必要であります。

第6次の広尾町まちづくり推進総合計画の成果目標では、自主防災組織の数、最終目標が38です。組織率100%が最終目標です。組織率100%をどのように取り組んでいくか、お聞かせください。

2つ目の令和3年度から実施している広尾高校と自主防が連携した訓練には、私も参加していますが、自主防が主体となった実践的な訓練が必要だと思います。災害時には避難指示などの発令で住民は緊急避難場所に避難し、自主防災組織のあるところは自主防の名簿で避難状況が確認され、避難所の開設を待つことになります。職員の方が避難所の安全確認をしている間は、避難者は外で待機することになりますが、職員が速やかに避難所の安全確認のために現場に来ることはできるのでしょうか。避難者は待っている間に何をすべきか、避難所開設時の役割分担など実践的なシミュレーションと訓練が必要ではないでしょうか。

3つ目の国は東日本大震災後、地震や津波をリアルタイムに予測するため、海底地震観測網の機器は千島海溝でも設置されました。海底地殻変動の観測と海底地震観測網は両輪で整備すべきと言われています。地元の声が国を動かしますので、積極的に要望活動をしていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 3点にわたってご質問でありますけれども、組織率100%を目指してというところでありまして、これは自主防災組織の設立を、今、進めているわけでありまして、冒頭申し上げましたとおり、58%という今の段階であります。特に農村部といいますか、野塚・豊似地区においては、組織率が低い状況にあります。自主防災組織が組織される目的については、今、議員からいろいろとお話があったわけでありまして、やっぱり地震、津波に限らず、農村部においても、やはり市街地においてもそうなのですから、今のこういう異常気象といいますか、温暖化によって豪雨が降って本当に土砂崩れの危険性もある地域も周知をしているところでありまして、役場や消防、そういった公的な機関がすぐにそこに行くことができない、あるいは支援ができないという状況があるわけですから、その間はやはり住民の皆さんが自分たち自らの手で初期の消火あるいは活動も含めてしなければならないということ、このことをやはり根気強く周知しながら自主防災組織の設立に向けて取り組んでいく必要があるのだというふうに思っております。

議員からもありましたように、過去の災害では救助された9割近くの方々が住民が自ら助けたということがあります。そういったことを周知しながら、設立に向けて支援をしていく。今、名簿の話もありましたけれども、最大限役場のほうでできる支援については、こういったことができますよ、お手伝いしますよという形で防災担当が中心になって設立に向けて取り組んでおりますので、引き続きそういった形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

2点目のシミュレーションの関係についてでありますけれども、実践的なという部分であります。先ほども言いましたように、役場の職員がすぐに駆けつけられないという部分もありますので、避難所が各地区にありますけれども、いざ災害が起きたときに、では、その避難所を誰が開設をして、鍵を役場の職員が持っていくまで誰もそこに入れないという状況にはならないわけですから、そういう細かいことから自主防災組織があればそこで何をすべきかということが見えてくるのだというふうに思っております。自主防災組織の存在という部分が本当に重要なのだというところを、先ほども申し上げましたとおり未設置、未設立の町内会についてはお話をしながら進めていきたいというふうに思っております。

ちなみに、議員もご承知のとおり、一番最初というか2番目ぐらいですか、昔から意識の高いところでもありますけれども、音調津の自主防災組織については、最初から職員は来ないものだというふうに認識をしております。最初から職員に頼らず自主防災組織が中心となって訓練を行っております。こういった先駆けてやっているところもありますので、そういうところをお手本に、ほかの自主防災組織についても進めていければいいかなというふうに思っております。

また、町が実施する防災訓練などに合わせて自主的な訓練を実施できないか、今後についても町としても検討してまいりたいというふうに思っております。

3点目の地殻変動観測機器の部分でありますけれども、議員おっしゃるように、やっぱり地元の声というのが国を動かすのだということ、そのとおりだというふうに思います。この5月、6月、大変地震が発生して、広尾町でも震度3、ほかの町村では震度4というところもありましたけれども、頻発しております。警戒が必要だなというところで、今また意識が高くなっている状況だと思います。

います。前回、十勝沖地震の発生から22年がもう既に経過しているという状況もあって、本当に地震の発生が切迫している、そういう状況にあるのだというふうに思っております。

私も新聞で見ましたけれども、十勝、そして釧路沖については、本当にそこだけぽっかり穴が空いているように空白地帯になっております。早急な観測機器の設置が必要だというふうに考えておりまして、十勝の沿岸町と連携をしながら、十勝活性化期成会ともお話をしながら、機器の設置と危機体制の充実強化の部分について予防活動を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 最後になります。

災害発生時はもちろんですが、訓練のときでも避難者と職員が現場で入り乱れることが予想されますので、職員ですよと一目で分かるように広尾町という名前が入った統一した作業服などが支給もしくは貸与することが考えられないか、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 統一した作業着といいますか、よく災害があったときに統一した、例えば広尾町と入ったような作業着を着ている場面を見ますけれども、職員提案でも昨年度そういった形で出てきているところであります。この関係について、今、検討している段階でありまして、こういった形で、今ありましたけれども、支給にするのか、あるいは個人負担で補助をするのか、全て個人負担でやるのか、そういったことも検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

一般質問を続行します。

次に、1番、斎藤弘樹議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（斎藤） それでは、通告に従い、私から2点質問させていただきます。

まず1点目、広尾町の広報紙への有料広告掲載について伺いいたします。

近年、多くの自治体において、町の広報紙への有料広告、こちらを掲載する取組が行われております。これは自主財源確保と地域商工業者支援を図る制度として取り組まれているケースが多くな

ってございます。

町の広報紙というものは、町民にとって非常に信頼性の高い媒体であり、日常的に目に触れる媒体であると考えております。そして、商工業者にとっても、有料広告欄を設けることで、町民の目に留まる広告を打つことができると考えております。

道内におきまして様々な先行事例がございました。十勝管内におきましては、芽室町が広報紙に広告枠を設けており、料金設定や掲載基準を明確にし、町内事業者を中心とした広告を受け付けておりました。ほかにも十勝管内では、大樹町や幕別町など計7町村が同様の取組を行っており、新たな財源確保と地域事業者のPR支援を実現してございました。

広尾町におきましても、このような他町村の事例を参考にし、町の広報紙への有料広告、こちらを掲載する制度を導入し、町内商工業者が手軽に情報発信を行える機会を提供することが必要と考え、町長にご見解をお伺いします。

まずは、町の広報紙への有料広告掲載制度の導入についてどのようにお考えか、お伺いします。

それから、仮に導入される場合、どのような運用方法、掲載基準であったり、料金設定であったり、どのような枠の大きさだったりだとか、それが考えられるか、ご所見をお伺いいたします。

続いて2点目、大丸山森林公園、こちらサンタランドのイルミネーションの点灯期間についてお伺いいたします。

大丸山のサンタランドは、昨年で40周年を迎え、令和3年度からは指定管理による運営であったり、イルミネーションのリニューアルなどの取組を通して、来場者数も大きく増加しており、広尾町を象徴する施設の一つであると考えております。令和3年度から取り入れられましたウッドランタンによるイルミネーションは、温かみのある木のともりが特徴的で、さらに町民の皆様の手によって作製されるというこの取組に関しまして、サンタランドの魅力を一層高めるものとなったと思います。

このような積み重ねの成果もございまして、昨年度、令和6年度の来場者数は5万人に迫る勢いとなっております。これは広尾町の観光資源にとっても非常に大きな魅力であると考えます。実際に足を運ぶ方だけでなく、SNSによる周知も反響も非常に大きくなっていることを確認しております。ティックトックに掲載されたサンタランドを紹介する動画、こちらは1本の動画で70万回を超える再生回数と3万3,000件を超えるいいねがついてございました。

そのような中、提案させていただきたいのが、サンタランドのイルミネーションの点灯期間の延長です。現在はイルミネーションは10月の下旬の点灯式から年明け1月3日頃まで冬期限定で点灯されていると思いますが、一方で、広尾町は毎日がクリスマスといううたい文句をうたっているように、その理念と現状にややギャップがあるのではないかと感じておりました。

この件につきましては、町民の方々や町外から訪れる観光客の方からも、イルミネーションを見に行きたかったけれども点灯していなかった、年中ついていたらいいのになどの声も届いておりました。複数の方々から、このような意見を聞く機会がありました。電気代などのコストはかかってしまうと思うのですが、仮に月多めに見積もって10万円だとして、1年間通年で点灯したとしても120万円ぐらいのコストにとどまると思います。観光客の増加や地域経済の波及効果、さらには町の

ブランディングの強化という観点から見ても、非常に費用対効果の高い投資であるのではないかと私は考えます。

点灯機会を増やすことによって、いつ訪れてもサンタランドの魅力を体感できる、このような状況が整えば、道内外からの誘客にも寄与し、結果として地域全体の活性化にもつながってくると考えます。広尾の町は毎日がクリスマス、こういったうたい文句を体現するのであれば、イルミネーションが常時であったり、通年点灯していてもいいのではないかと考えます。広尾町のシンボルとも言えるサンタランドのイルミネーション、この点灯期間の延長、機会の増加についてどのようにお考えか、町長の見解をお聞かせください。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、斎藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の町広報紙への有料広告の掲載についてであります。

「広報ひろお」につきましては、毎月1日に発行し、町内会を通して全世帯へ配布をしており、町の情報発信に大きな役割を果たしているところであります。

広報紙への有料広告掲載につきましては、町が委嘱し、広報等に対するご意見をお伺いする「広報モニター」からのご意見のほか、町の商工事業者からも有料広告の掲載要望が挙げられておりましたが、導入の検討には至っておりませんでした。

今、議員からもご質問がありましたように、広告導入による歳入の確保や商工業者等の事業周知、町の活性化などの効果が期待されることから、現在、策定を進めております「第6次行政改革大綱」におきまして、「有料広告の導入」について検討してまいりたいと考えているところであります。

導入の方向性が決まり次第、掲載料金や掲載基準、広報のどのページに掲載するかなどの運用方法について、先行自治体の例も参考にしながら検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の大丸山森林公園のイルミネーション点灯期間についてであります。

大丸山森林公園のイルミネーションに関しましては、今までも見栄えですとか周年点灯を検討し、イルミネーションの長寿命化が図られるよう維持補修に努め、樹木の成長を損ねない設置方法を探りながらウッドイルミネーションを増設するなど、シンボルスポットとなる魅力あるイルミネーションの充実を図ってまいりました。

また、令和3年4月からサンタの家は指定管理者による業務委託を運営しておりまして、同年10月には改装リニューアルオープンをしたところであります。それによって、軽飲食の提供ができる来場者の憩いの場として施設の魅力度も向上させてきたところであります。それまでコロナ禍前は3万人を超えることができなかった大丸山森林公園の来場者は、令和6年度の実績で、今、議員からもありました5万人弱と実績を伸ばしている状況にあり、来場者の方からは一定の評価を得ているところであります。

イルミネーションの点灯期間の延長についてのご質問でありますけれども、引き続き施設の魅力

向上も図りながら充実を図り、そして、めり張りのある効果的な方法を模索しながら点灯期間の延長を検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） まず、1点目のほうから再質問します。

まず、行政改革大綱の策定に向けてご検討いただけるといったご答弁、大変心強く思います。この制度に関しましては、単なる財源確保にとどまらず、広尾町の地域活性化策としての可能性が非常にあると思います。重ねてになりますが、広報紙は町民の皆様が最も身近に接する媒体だと思います。そこに将来の事業者の情報が掲載されるということは、町内経済の活性化として、町民が地域の店舗やサービスを知る機会が増え、消費行動につながりやすくなることであったり、多くの事業者にとって手軽な費用で効果的な広報活動ができる貴重な場となると思います。現在、新聞の折り込みの世帯数も減ってきている現状の中、広報紙は全世帯に配られるということで、非常に有益なものだと考えております。

先ほど答弁の中で過去に商工業者からの要望があったりだとか、広報モニターからの意見もあったとおっしゃっていましたが、実際私のほうにも商工業者の方からこのような要望を伺う機会は多くなっております。既に十勝管内においても複数の町が導入していて成果を上げている実績も踏まえ、広尾町においても、この制度をぜひ導入していただいて、歳入の確保と地域活性化を両立させる好機と捉えていただきたいと考えています。

本制度導入による直接的な財政効果は、財政規模から考えると非常に少なく感じられるかもしれませんが。実際に他町村で相場としてよく見られたのが、A4サイズの12分の1のサイズを1枠として約4,000円ぐらいが相場となっていました。平均で6社ぐらいの事業者から掲載を確認したので、仮にこのように6社から掲載があったとすると、年間で約30万円ほどの歳入になるかと考えております。そして、昨日、同僚議員の方から当別町の広報をご提供いただきました。中身を確認するとほぼ全てのページに広告が掲載されており、当別町に関しましては8分の1のサイズを1枠としており、金額が1枠8,000円となっていました。1事業所で4枠使う場合は単純に4倍の3万2,000円、そして確認したら、この中に52枠分、広告の掲載がございまして、これは単純計算ですと月に約40万円ほど、年間だと500万円近くの歳入になるということで認識しております。これはすごく非常にうまくいっている例ですので、すぐにはこのような効果は期待できないと思いますが、取り組む価値が高いのかなと感じております。

それ以外にも踏み込んだ事例がございました。遠軽町では広報への広告掲載に加えて、町が使用する郵送用の封筒であったり、職員の給料明細、このような場所にも広告の掲載をしておりました。帯広市も同様に封筒であったりとか上下水道の検針票、こういったものにも広告欄を設けており、音更町では過去に指定のごみ袋に広告欄を掲載するなど、広報紙以外にも様々な事例を確認しております。

そこで、改めて伺いたいします。

このように町の広報紙以外の展開が今後考えられるか、伺いたいと思います。

また、広報紙への有料広告掲載、このような事業を実施するとしましたら、どのようなスケジュールで実現できそうなものなのか、現時点で分かる範囲でお願いします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 有料広告の効果につきましては、今、斎藤議員のほうからあったとおりでありまして、様々な広告を町民が目にする事で、町内への経済波及効果、消費行動にもつながるということで、効果のある事業だというふうに思っています。また、あわせてそれが町の歳入にもなるということでもありますから、一石二鳥の部分だというふうに思っているところであります。

どういった形でという部分もありますけれども、広報をご提案がいろいろあった中で進んでいなかったという部分については、今お話がありましたけれども、ページをどういう形でレイアウトするか、例えば何ページに広告枠を設けるか、これはそのときそのときでいろいろ変えるということが難しい部分もありますので、やっぱりこの部分については広告枠ということで、一定程度確保しなければならないというふうに思っていますね。そのときそのときの記事の記載する量にもございますけれども、何ページにわたって、では広告枠を設けようかという部分、これが例えば実際にやってみて、どれだけの希望者があるのかちょっと分からない部分もあって、なかなか進まなかったという部分もあります。そういったこともあって、今、検討を、これからになりますけれども、行革の中でまずはやろうという部分を進めていこうという考えではあります。やり方については、今後の検討課題になると思います。

あと、広報紙以外の部分についても、あわせて今お話のあった部分、私も目にしておりますけれども、いろんな町が発行するもの、水道ですとか、封筒ですとか、そういったものに有料広告を載せている自治体を私も目にしております。そういうことも含めて、どういったものにしていくかという部分も併せて検討していきたいなというふうに思っております。

あと、スケジュールのこともありましたけれども、できれば早い段階ですぐにできる部分については進めていきたいというふうに思いますが、何分準備もかかる部分でありますので、準備ができ次第ということになります。目標としては来年、再来年とか、来年の早い時期にとかできるような形で進めていければなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） 具体的に来年であったり、早期に実現したいということで伺えたこと、非常にうれしく思っております。

続きまして、2点目のサンタランドのイルミネーション期間延長についての二次質問に移らせていただきます。

なかなか夏場であつたりだとか、冬時期以外にイルミネーションを楽しめる観光地というのは、道内においても非常に少なくなっているかなという認識がございます。このような夏の時期だとか、そういった時期にイルミネーションが点灯しているということであれば、わざわざ遠方からでも訪れたいような目的地型の観光資源としてのポテンシャルは秘めているかなと思っております。

そして、先ほど答弁の中でめり張りのある効果的な方法を模索するというふうにいただきました。ちょっと今、めり張りのあるといったものと効果的な方法について、どのような効果があるのかとか含めていろいろ考えてみたのですが、まず、めり張りのある点灯期間の具体的なアイデアといたしまして、まず実際、今、メインの点灯期間として10月の4週目の土曜日、今年で言ったら10月25日に点灯式が行われて、それから年明けのお正月頃まで例年は点灯されているかと思います。この期間を、例えば1月の末まででも可能であれば、バレンタインやホワイトデー、このような行事を含む3月末まで常時点灯していただくであつたり、その後もオフシーズンに入った際は限定的に、例えば週末限定で点灯していただくとか、そのような、あとイベント、十勝港の花火大会だとか、自衛隊の船の入港する際、このような場面でイベントの開催時に絞って点灯するなどがめり張りのある点灯期間なのかなと思います。

それに伴って、例年同じような点灯をしても、なかなか来場者の方のご満足をいただけるものではないかと思うので、8月下旬から9月、10月の間をリニューアル期間として一度消灯して、その後メンテナンスだとか、イルミネーションのリニューアル、このようなものを行ってまた点灯式を行う、このようなサイクルを続けることで広尾町のイルミネーションはいつも点灯していて、非常に足を運ぶきっかけになるものだと考えております。

そうすることで、観光や経済の来訪動機が増えることによって、夏に来たら今度は冬でフルの点灯、完璧な状態の点灯を見たいだとか、そのような再訪のきっかけづくりにもなると考えますし、広尾町に足を運んでいただいた際に飲食店でご飯を食べるだとか、そのような経済効果にもつながると思います。そして、通年で点灯していることによって、町としてのブランド力、魅力の向上にもつながり、町民の方々にしても、そういえば、よそから遊びに来てくれた人がいたら、サンタランドに連れていけば広尾町らしい景色を見ていただける、このような効果につながってくると思います。

私としては、このようなめり張りのある点灯の具体的な案を考えていたのですが、町長はどのようにめり張りのある点灯の期間であつたりとかを考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） たくさんのご提言をいただきましてありがとうございます。

全く同じでありまして、昨年もそうでありますけれども、いろんな行事があるごとに点灯をしておりました。去年は護衛艦が入港したとか、あとは花火大会からお盆の期間まで、あるいは子どもたちがホームステイで来る期間ですとか、ラグビー大会もありました。あと、点灯式から去年は成人式のときまでということもありましたけれども、あとバレンタインデーからホワイトデーまで、

こういうふうにと考えると、ほとんど点灯しているような状況にあるのですけれども、議員もおっしゃったように、たまたまそこに来た人がせっかく来たのに点灯していなかったということもあるというふうには聞いております。めり張りのあるという部分については、まさしく今申し上げたとおりでありまして、ご提言のあった部分も含めて検討していきたいなというふうに思っています。

今、申し上げましたとおり、本当に年明けからはほとんどついているような状況なものですから、まずは10月末の点灯式から3月いっぱいの部分については検討していきたいなと思っていますし、先ほど申し上げたとおり、木に巻きつけている部分もあるものですから、やっぱり年がら年中点灯していると木が弱ってしまうのですね。そういうこともあるものですから、そういった部分も考慮しながら点灯期間については検討していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） 重ねてになりますが、非常に多くの方から点灯しているところを見たいという声を伺っていたので、このようなご提案をさせていただきました。

ちょっともう一点伺いたいのが、現在はサンタランドのシンボルとして大丸山森林公園がございします。その中で、今後、今ウッドランタンによるイルミネーションを町内のほかの施設だったりだとか、そういった場所に今後展開していく想定などございましたらお伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 大丸山森林公園に限らず、広尾町、町中がサンタランド、クリスマスということで、過去には商店街の皆さんにもそういった形で点灯をしていただくようにということでお願いをしました。また、過去には各ご家庭の中でも点灯していただくというような事業も進めていたわけでありましてけれども、なかなかコロナの関係もあって事業縮小していったこともあるのですけれども、今ウッドイルミネーションもこの間も作製をやっていました。子どもたちにも一生懸命作ってもらいましたけれども、今後いろんな場所につけていくことを想定はしておりますけれども、まずは商店街も含めて本通筋がにぎやかになるような形で進めていければなというふうに思っております。また、各施設の部分についても、例えば老人ホームですとか特養ですとか病院ですとか公共的な部分について、ウッドイルミネーションを使って点灯していただくようなことを考えながら進めていきたいなというふうに思っています。

1、議長（堀田） 斎藤議員。

1、1番（斎藤） 様々な場所でウッドイルミネーションが展開されていくことで、より広尾町を象徴するコンテンツになっていくと考えております。

そういった中で、新しく建設予定の公園など、そのような場所にも非常にイルミネーションを展開するのは効果的で、広尾町らしさ、メインツリーの計画が広尾町の新しい公園から見直されているように、このウッドイルミネーションによって広尾らしさを新しい公園にも有効に活用できるのではないかなと考えているのですが、現時点で結構ですので、そういった活用方法をもし考えておりましたらお伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 公園についてはこれからの部分になりますけれども、今の段階では基本的な設計の中でイルミネーションの部分については削除されているというふうに思っております。まちづくり計画の中でも検討をしているところでもありますけれども、公園の部分についてはサンタの町のシンボルとして、今後、活用できないかどうかも含めて検討してまいりたいと思っています。

1、議長（堀田） 次に、2番、尾矢利昭議員、登壇の上、発言を許します。

1、2番（尾矢） 私からは、公営住宅の有効活用についてお伺いします。

現在、本町が管理している公営住宅は609戸あります。公営住宅とは、住宅に困窮する低額所得者などに対して低額な家賃にて供給するために整備された住宅のことで、入居条件等は公営住宅法で定められております。本町で生活する町民にとって低額な家賃での住居の提供は大変ありがたい一方で、結婚したばかりの若い世代やお金がかかる子育て世代の人にとっては、公営住宅法で定められた家賃算定方法では逆に家賃が高く、利用したくても利用できない場合があります。

また、人口減少が加速する本町では、現在609戸のうち243戸空いており、率にすると約4割、政策空き家を除いても125戸が空き家となっております。今の現状でこの数字ですので、今後、人口減少が進む中、さらに空き家が増加していくと考えるのが自然だと思います。この公営住宅の空き家の状況から、何かしらの対策が必要だと私は思っております。

そこで、次の点についてお伺いします。

1点目、今の物価高騰などの環境を踏まえ、公営住宅の入居条件の緩和や家賃の見直しを図ることとはできないのでしょうか。

2点目、空いている公営住宅の目的外使用など、新たな活用方法の考えはありますか。

以上の2点について、町長の考えをお伺いいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 尾矢議員のご質問にお答えいたします。

公営住宅の有効活用についてであります。

現在、本町の公営住宅は、政策空き家を除いた空き家率が25.5%と高く、空き家の有効活用は喫緊の課題であります。

ご質問の1点目にあります公営住宅の入居条件の緩和や家賃の見直しについてであります。議員もご存じのとおり、公営住宅は住宅に困窮する方に低廉な家賃で住宅を提供することを目的とした社会福祉政策という側面もあり、家賃の設定につきましては政令で定められた一定の要件がございます。そのような理由からも、自治体の裁量で家賃を設定することは非常に困難であります。

次に、2点目の空いている公営住宅の目的外使用や新たな活用方法についてであります。一例を挙げますと、若い世代の入居促進を図るために新婚夫婦あるいは婚姻予定者に一定の年齢制限を設けるなど、所得に関係なく安価に入居できるよう条件を変更している事例などがあります。

また、昨今、国内でも外国人の働き手が増えている中であって、一部町内でも技能実習生の居住先確保に事業主が苦慮されているというお話も伺っております。

全国的に見ましても、公営住宅を外国人労働者向け住宅に目的外使用する自治体も増えており、本町といたしましても、空いている公営住宅の有効活用の一つとして今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 1点目ですが、家賃の算定方法については、今、町長のご答弁あったように、公営住宅法で定められた算定方法で計算されていると思いますが、今、本町では世帯の収入が15万8,000円を超えた時点で、本来入居者から収入超過者もしくは高額所得者ということになります。仮の話ですが、例えばご夫婦で500万円近くの収入があった場合、本町の公営住宅に入った場合、年数によりますが、ケースによっては10万円近く、最高では17万8,300円の家賃という計算方法になります。法で定められた計算方法というのはよく分かるのですが、これでは本町の一般的な賃貸家賃の実態とかけ離れていると私は思っております。この公営住宅法では第28条第2項で、この収入超過者もしくは高額所得者というのは、収入超過者の家賃は「入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。」とあります。この近傍同種ということなのですから、これはほかの町の資料になりますが、近傍同種の家賃とは、民間の賃貸住宅と同程度になるよう国が定めた方法によって計算された、これが近傍同種家賃ということになっております。

そこで本町なのですが、もちろんこの計算方法でされているとは思いますが、民間の家賃と今述べた近傍同種家賃が私は大分かけ離れているのではないかと思います。再度この辺検討できないか、お伺いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） ご質問にありました近傍同種の家賃という部分でありまして、議員もおっしゃっていたとおりでありますけれども、実際には政令で定められた数値によるという部分であります。

近隣の民間賃貸住宅と同程度の家賃という部分で、広尾町内にある近くにある民間の家賃との比較というふうなイメージで考えられるのですけれども、実際には政令で定められた数値ということで、これは画一的な数値、方法で計算されたものだというふうになっております。結果としまして、基準により計算された家賃額が民間家賃と比較して高いということでありまして、本当に乖離しているという状況だというふうに思っております。公営住宅家賃の設定につきましては、先ほども申し上げましたとおり自治体での裁量が認められていないという状況でありまして、この件につきましては、ご質問があつてから北海道にも再度確認をしましたけれども、そのことについて確認済みであります。

したがいまして、本町が独自に家賃上限を低くするというのは、今の制度では難しいと考えております。ただし、町といたしましても、少しでも長く町民の皆さんに公営住宅に住んでいただき、でき得る限り空き家を少なくしたいという思いはありますので、今後につきましても、様々な方策を講じながら検討を進めていきたいなというふうに考えております。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 1点目については、事業主体が本町でありますので、もしその裁量で何かできることがあれば、今後、引き続き検討していただければと思います。

次の2点目の目的外使用について再度質問させていただきます。

先ほど町長の答弁もありましたが、今、各自治体、様々な取組をしております。町長もおっしゃった若い世代のための家賃設定も当然ですし、外国人技能実習生に対する賃貸の貸出しというのも、今、本当に増えてきております。また、さらには、学生に貸出しをしたり、もしくは賃貸以外でも介護目的、福祉目的であったり、地域のサークル活動であったり、本当に様々な活用方法が、今、事例として挙がっております。

私も昨年の6月の定例会の一般質問の中で、外国人技能実習生の受入れの支援という枠組みの中で、この公営住宅の利用について触れさせていただいたのですが、そのときに検討するというご答弁をいただいて約1年たって今日に至っているのですが、再度、本当にこの目的外使用について、町長の取組、今後どういうふうに考えているか、再度お伺いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 1年前にもご質問いただいたというところでありまして、検討してきているのですね。今申し上げたとおり空き家が本当に多くなっているという部分で、何とかこの空き家を有効活用することができないかということで、前段申し上げた家賃をどうこうという部分は非常に難しいと。なのですけれども、目的外使用という部分ができないかということで検討してまいりまし

た。

先ほど申し上げたとおり、外国人の方々が入居先に非常に苦慮されているという状況もありまして、そういった外国人実習生の方への貸付けですとか、全国的には、今、議員がおっしゃられたように様々な方法で空き家を有効活用して、それがやはり空き家にしているよりも町の財政的にも収入になるという部分で、これは空き家にしておいても一銭にもならないのですけれども、そういうことを日々検討しながら少しでも歳入の確保に取り組んでいくということ、そして何よりも住宅に困っている方々が、これは民間のアパートを経営されている方もおりますので、民間の圧迫をするようなことであってはならないというふうに思っていますけれども、ぜひそういった形で有効活用しながら、歳入の確保、そして困っている方々への支援という部分で進めていければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 目的外使用については、北海道でも空き住戸の17か所についてということで、随時この目的外使用の公募を行っております。この目的外使用の申請を、改めて町が大きな支出を伴うとかそういうものではなくて、この申請をすることによって先ほど町長もおっしゃった一般財源の確保にも当然つながりますし、仮に賃貸として使わない場合でも、ほかの利用方法をすることによって他の施設の管理費等の歳出の削減にもつながると私は思っております。

令和7年度の予算では、7,414万3,000円という公営住宅の使用料を計上されております。仮に今空いている125戸のうち70%ほど入ったとした場合、これ私の計算では年間で数千万円、2,000万円近いお金になるかと思うのですが、こういったことを取り組むことによって、歳入の確保になりますし、また、多くの自治体では、この公営住宅を指定管理制度を活用して管理運営を民間にお願いしているという自治体が、今、数多くあります。政令指定都市やそういう大きいところでは、ほとんどがそういうのを活用して様々な利用、活用をされているのですけれども、例えば本町においても、今空いている空き家等を民間のそういった指定管理制度を活用して民間の力をお借りしながら、当然担当する職員の負担の軽減にもつながりますし、民間にとっては新たなビジネスチャンスになるかもしれませんし、新たなアイデア等が生まれる可能性もありますので、もし今後、有効活用を考える際は、同時に指定管理制度を活用した公営住宅の管理方法も一緒に検討できないか、お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今お話ありましたとおり、空き家を利用することによって一般財源を確保するという部分、非常に大事な部分であります。公営住宅に係る経費という部分につきましては、釈迦に説法になりますけれども、係の毎年の人件費、それから毎年かかる維持補修費、そして公営住宅を建設した際に借入金、借金をしておりますので、それらの元利償還金などなど、今現在、今年の

予算ベースですけれども、年間1億4,700万円かかっております。一方、収入のほうについては、今、議員からもあったように、令和元年度には約9,400万円ありました。それが今、令和7年度予算ベースでありますけれども、7,400万円ということで、2,000万円ほどもう減っているという状況です。これは空き家が増えてきているという状況ですとか、いろんな様々な要因があるのだというふうに思っていますけれども、毎年毎年、公営住宅に係る経費を収入で賄えていないと、7,000万円ぐらいもう足りないという状況がずっと続いています。過去には、償還金まで少しといいますか、一部になりますけれども、償還金の元利償還金にも充当できた時代もありましたけれども、今は人件費と維持補修費とを払うだけで、大体もう予算が、充当先がもうそこで終わりというところになっています。

議員から様々なご提言をいただきました。目的外使用の有効活用、積極的に進めていきながら、こういった使い方をするのかということも、これも行革の中での取組になるのかなと思いますけれども、早急に検討を行いながら、町の財源確保と町の活性化につなげていく、そういう取組を進めていきたいというふうに思っています。

あと、指定管理のお話もありましたけれども、なかなか大きな自治体と比較はできないと思うのですが、可能性があれば、そういった部分についても検討していきたいと思いますけれども、今申し上げたとおり人件費と維持補修費をこの収入で賄っているような状況ですと、なかなか外部に委託するのは難しいのかなというふうには考えております。

以上であります。

1、議長（堀田） 尾矢議員。

1、2番（尾矢） 今回の有効活用について、先ほどの家賃もそうですし、指定管理や目的外使用もそうなのですが、確かに小さな町村レベルでなかなか指定管理というのは前例は少ないのですが、こういう話をすると、前例がないですとか、前例が少ないですという場合は、なかなか本町の場合、先に進まないような感じがしております。

また、町民からも例えば公営住宅から退去する際、自前でそろえたバスタブですとかボイラーですとか照明、外部の灯油タンク等、自前でそろえた場合、これも撤去しなければならないという決まりになっていて、これは当然そうなのですが、こういったことも含めて町民からそういった声があったりする場合、柔軟に、たとえ前例がないときでも本町として率先して取り組んでいくというような姿勢が私は必要かと思いますので、最後に町長のお考えをお伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 指定管理の部分については、今後、研究させていただきたいというふうに思います。私、申し上げたのは、なかなか財源の確保の部分、難しいのかなという状況はありますけれども、研究をさせていただければと思います。

あと、備品の関係、入居されるときに、例えば風呂釜ですとか、冷蔵庫ですとか、いろいろな備品をそろえられると思います。それを退去するときに置いていくという部分のお話だと思うのですが、例えば次に入る方が決まっていて、入居される方と退去される方の話合いの中で、置いていってほしい、あるいは買いたいという人もいます。そういう場合については役場のほうが、仲介するという事ではないのですけれども、本人同士でお話をしてもらって、そういう場合については許可しているというか、本人同士の話合いの中で進めていただいているところあります。ただ、その場合についても、いただいた方は、当然また退去するということになると思いますので、それを撤去していただくということは、やはり置いていかれると次に入る方が撤去しなければならないということになります。次に入る方がいなければ、これは町が撤去しなければならないということになりますので、町が撤去するということは税金で撤去するということですので、やはりそういった部分から入居をされた方、退去された方が基本的にそういったことをしてもらうということで、これからも進めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

次に、10番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（前崎） 私は、2点について町長に質問いたします。

まず、1点目でありますけれども、带状疱疹予防ワクチン接種助成を65歳以上の全年齢にということで質問いたします。

皮膚に痛みやかゆみを伴い発疹ができる带状疱疹の予防ワクチンの接種費用に係る助成については、従前の定例会でもただしてきたところですが、厚生労働省は、今年度から65歳、70歳、75歳、80歳と5歳ごとに100歳まで、100歳以上は全年齢を対象とする定期接種化をし、実施自治体には国の特別交付税措置として3割を交付するとしています。

本町も上記対象者には個人通知をしているところでありますが、しかし8割の高齢者の方は今年度の予防ワクチンの接種補助の対象外であります。「うちの主人は今年85歳になったが、数日の差で接種補助対象者から外れてしまった。あと5年も待てません」、また、80歳の女性の方は「私は今年の11月までは80歳なのに、接種対象者から外れている。あと5年は長過ぎます」など、町の助成を待ち望んでいた多くの方々から落胆する声が寄せられています。

带状疱疹の重症化や带状疱疹後神経痛など後遺症を防ぐための予防ワクチンの効果については、今日、広く町民の方々にも認識されております。東京都、家庭医専門医、鹿浜診療所長の平山陽子

所長は、帯状疱疹後神経痛（PHN）は、帯状疱疹の発症後3か月以上続く痛みで、発症率は60歳代の方が15%、70代は20%、80歳以上の方は32.5%と、高齢になるほどPHNの発症率が高くなり、加えて薬がなかなか効きにくいと言われています。特に、80歳以上の方がPHNになった場合には、長引く痛みなどにより、生活の質を低下させることとなります。

また、宮崎県で行われた研究では、帯状疱疹の発生率は、1997年から2020年までの20年余で1.8倍に増えていると公表しています。帯状疱疹にかかりやすくなる50歳から帯状疱疹予防ワクチンを接種することはできますが、平山所長は、効果の面から不活化ワクチン・シングリックスを推奨するとしております。3年間の予防効果では生ワクチンの51.3%から不活化ワクチンは97.2%で、8年後でも70%以上の効果があると言われています。しかし、不活化ワクチン・シングリックスは、予防効果はあるものの2回で4万円を超える接種費用は高額であり、接種をためらう方もおります。

十勝管内は、国が財政措置を講ずる以前から町単独事業として50歳以上を含む65歳以上全員を対象に、上士幌町と士幌町は2023年度から、2024年度からは浦幌町、豊頃町、陸別町、足寄町、中札内村が助成を開始しております。先進町村の担当者の共通の見解としては、高齢者の皆さんに安心して住み続けてもらいたいからと町単独で実施しているというものであります。

本町の場合、65歳、70歳、75歳、80歳と5歳ごとの定期接種となっており、100歳以上は全年齢全てが接種補助対象となっていますが、100歳以上の方は広尾町では僅か10人であります。先進町村が実施しているように、65歳以上の方全年齢を対象とした予防ワクチン接種助成をすべきでないかと考えます。加えて、50歳以上の方にも上士幌町などのように一定の助成を検討すべきと考えますが、町長の答弁を求めます。

次、2点目であります。

介護報酬減額による訪問介護の本町の実態であります。

高齢化の核家族化の進行の背景から、2000年度から介護保険制度が始まり、介護の社会化を目指して、今年度で四半世紀を迎えています。これまで全国に訪問介護事業所などの介護事業所を設置し、必要なサービスが受けられることとなったところであります。

しかし、今日、介護現場はどこでも人材不足で、十分なサービスが提供できず、加えて訪問介護に係る介護報酬が減額され、経営に困難を来しております。全国保険医団体連合会によると、昨年度の介護事業所の倒産件数は175件で、休業、廃業を含めると427社と、過去最多となっているとあります。これにより、訪問介護事業所ゼロの自治体が昨年末で107町村に増加しております。

厚生労働省が第9期介護保険事業計画に基づいて、介護職員の需給見通しは、2026年度で26万人、2040年度で57万人の不足が見込まれると公表しております。また、2023年度のヘルパー有効求人倍率は14倍と依然と高止まりしており、ヘルパーの不足は深刻な問題となっています。昨年2024年度に介護報酬改定がされ、全体で1.59%引き上げられ、内訳として、処遇改善分0.98%、事業所収益分0.6%引き上げられたものの、訪問介護分で基本報酬が2%から3%引き下げられて、その結果、赤字事業者が36.7%、4割近くになっております。

厚生労働省は訪問介護の収益率は7.8%の黒字として今回の引下げの理由を示したところですが、実際は、都市部の大規模事業所やサービス付高齢者向け住宅（サ高住）など集合住宅を集中的に回

れる事業所は収支比率を上げているものの、中山間地域や過疎地など広域的に展開しているところでは、長時間の移動など訪問件数に制限があり、加えてガソリン代等の費用負担で利益の確保が難しいとされております。

2022年の厚労省の賃金構造基本統計調査によれば、介護職員の賞与込み給与は全産業平均から比して6万8,000円下回っていると、昨年はさらに8万3,000円に格差が拡大しているとしています。

本町の訪問介護事業は、長年、社会福祉協議会が担い、訪問看護師、ヘルパーによる町内高齢者の皆さんが地域で安心して生活できるよう、訪問介護に尽力されていることであり、敬意を表するところでもあります。本町の高齢化率も40%を超え、さらに団塊世代が後期高齢者になり増加傾向にあります。訪問介護事業におけるヘルパー等の職員体制、処遇改善等の進捗状況並びに訪問介護の推移、利用者数、介護報酬の推移、あわせて、今後の町の支援体制はどのように検討されているか。

また、国に対し、昨年改定した訪問介護基本報酬引下げを撤回し、引上げを求めるべきではないかと思いますが、町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 前崎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、带状疱疹予防ワクチン接種助成を65歳以上全年齢にというご質問であります。

带状疱疹が本年4月に予防接種法上の定期接種B類に位置づけられたことを受けまして、本町では今年度からワクチン接種費用の公費助成を行っております。

助成対象者につきましては、予防接種法が定める定期接種の対象者を助成対象とし、接種の機会を逃すことのないよう、対象となられる方々全543人に対しまして、個別案内をしているところであります。

ワクチンの接種状況であります。4月が5人、5月が22人、合わせて27人でありまして、現在の接種率は5%とまだ高くはなく、ワクチン別では、組換えワクチンが19件、生ワクチンが8件という状況であります。

定期接種B類の接種費用の助成につきましては、助成対象を法定対象者とし、助成額は接種費用の半額程度とすることを基本としております。

助成対象を65歳以上の全ての方というご質問ですが、带状疱疹ワクチン接種は個人予防を目的とし、蔓延防止など集団予防を図る必要がないため、助成対象を任意接種まで広げる特別な事由がないと認識をしているため、現行制度のままで予防接種事業を進めてまいりたいと考えているところであります。

带状疱疹は、発症されても早期に治療を開始することで、痛みの緩和、合併症や後遺症を防ぐことができると言われておりますので、ワクチン接種の実施と並行して、早期発見・早期治療の重要性を広く町民の皆様に周知してまいります。

次に、2点目の訪問介護における本町の実態についてであります。

初めに、本町の訪問介護の供給体制についてであります。広尾町内では広尾町社会福祉協議会「ホームヘルプセンターひろお」が訪問介護サービスを提供しており、町内唯一の事業所として、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためにも必要な事業であると認識をしております。

訪問介護の供給体制であります。ホームヘルプセンターの職員数について申し上げます。令和2年度から令和4年度までについては6人、令和5年度が7人、令和6年度が8人です。令和6年度の8人のうち、2人は兼務となっております。

訪問介護の利用状況であります。令和2年度が延べ847人、令和3年度が延べ883人、令和4年度が延べ895人、令和5年度が延べ878人、令和6年度につきましては延べ819人の利用となっております。

訪問介護事業につきましては、介護報酬により事業運営を行うものであります。「ホームヘルプセンターひろお」の過去3年間の介護報酬についてであります。令和4年度につきましては2,528万9,010円、令和5年度につきましては2,413万2,240円、令和6年度につきましては2,209万2,100円となっております。

令和6年度は前年度と比較して約8.5%、金額にして約200万円程度減少しているところであります。

毎年、社会福祉協議会との意見交換を実施しているところでありますが、訪問介護に対する介護報酬も含めまして、事業運営については大変厳しい状況であるとお伺いしているところであります。

町の支援といたしましては、介護人材の確保に向け「医療技術者等修学金貸付事業」や「介護職員初任者研修事業」を引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、国に対しての要望でありますけれども、機会あるごとに介護報酬の見直しについて要望をまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） それでは、带状疱疹予防ワクチン接種助成について再質問いたします。

先ほどの答弁の中で、带状疱疹ワクチン接種は個人予防を目的とし、蔓延防止など集団予防を図る必要がないという答弁でありました。また、助成対象は任意接種まで広げる事由はないとの答弁でありましたけれども、一言で申し上げますと、今の答弁、非常に違和感を感じたところなのですが、町長自身はこのことについてそういった違和感を持ちませんでしたか。

この間、町民の方からもいろいろとお話をいただいておりますけれども、今言われたことは、町民の方も全て理解をした上で要望を出されているのですね。ですから、例えばインフルエンザとかコロナとか、そういった伝播するものではない。ただ、今言ったように、高齢になるほど罹患率が増えていくということでこうやって要望が出されているということを改めてご認識いただければというふうに思っております。

特に、先ほど言いましたように公的機関が、この带状疱疹自体、20年余で約2倍近く罹患率が増えてきているのです。そういった意味では、いろんな要素がありますけれども、近年、带状疱疹に罹患する方は特に高齢者が多いということで、先ほども言いましたけれども、70代では20%、80歳を超えともう32%という形で、そういった部分がまず一つの要素になっていると思います。

加えて、厚生労働省が公表しています平均寿命、男性が81.09歳なのです。女性が87.14歳。ですから、男性は81歳くらいなのですけれども、先ほど紹介しましたように、うちの主人は85歳だと、あと5年は待てないというこの切実な声というのは、やっぱり私は真摯に受け止めるべきではないかというふうに思いますけれども、この点について町長はどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 先ほど前段の部分につきましては、議員も承知のこと、私も申し上げたとおり、特別な意味があるわけではなくて、伝播するものではないというところで、そういう認識であるというところでご理解いただきたいと思います。

ご質問にありますとおり、国が今回、今年から定期接種という形でそれぞれ65歳、70歳という5歳刻みの中で定期接種化したわけでありますけれども、その中で自治体の自己負担といいますか、自治体の助成額についてはそれぞれの町でばらばらでありますけれども、その部分については、国の交付税措置をするという中で今進めているところであります。それぞれの町の実態、いろいろあるのだというふうに思いますけれども、今現在、十勝管内で行っている任意接種、任意の接種にまで広げているという部分については8町村だというふうに理解をしておりますけれども、それぞれの町の事情、それから財政状況も含めていろんな事情があつてのことだというふうに思います。今回、国が進めているこの定期接種化というのは、5歳刻みで毎年やることによって、全ての国民が5年に1回は必ずそれに該当するわけですから、言ってみれば60歳以上の人は全員5年後には1回は受けられる制度だというふうに考えておまして、その中で今考えているところであります。

答弁の中でも申し上げたとおり、今の接種状況が5%程度ということで、始まったばかりですから、これは一概に言えませんが、どの程度の方が接種をされるのか、今年予算を見ておりますのは、約40%の接種率という形で見ております。そういう状況を今後把握しながら、状況を見ながら進めていきたいなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） この带状疱疹ワクチン接種の助成については、今まで過般2度ほど取り上げさせてもらっていますが、この中で1番目に紹介してきたのが上士幌町の事例なのですけれども、ご承知のとおり上士幌町は2015年度から4年続けて人口が増加したという管内でも本当に期待の自治体なのですけれども、子育てから高齢者からそういった福祉に力を入れているところすけ

れども、最初の質問でも触れましたけれども、上士幌町は50歳以上から補助対象にしているのですね。もう今年で3年目ですけれども、例えば今年から定期接種になったということで、定期接種と任意接種、2段階で分けているのですね。それを見ますと、もともと上士幌は65歳以上については自己負担が3割程度なのですね。例えば50歳代、現役の人たち、これについては5割程度の助成をしております。今回、定期接種化になったということで、該当する、例えば65歳、70歳、75歳の方については、自己負担は2割程度という形で、不活化ワクチンですか、組換えワクチンのほうは定期接種の方は1回につき4,000円の負担なのですね。この年齢から外れる任意接種の方は3割負担で6,000円程度という形でやっておりますし、そういった意味で、もう3年目ですから、特に初年度、当初100人程度の予算を見ていたのですけれども、200人以上の方が受診されて補正で対応したということでもありますけれども、2年目以降は逆に当初の初年度の3分の1近く減ったというような実例も報告されておりますけれども、そういった意味では、やっぱり住民の期待というのが非常に高いということが認識できるのかなと思います。

また、さらにこの带状疱疹ワクチンの効果というのが年々と皆さんに浸透してきたということも含めて、確かに町村の持ち出しはそのことによって増えますけれども、先ほど言ったとりわけ80歳以上の方については、やはりそういった声が一番私のほうに届いております。当然、町長のほうにもそういった声というのは届いているかと思うのですけれども、これらについて、例えば差別化しながらでもそういった部分については検討されているのかどうか、これについてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） いろいろご教授いただきましたけれども、先ほども申し上げたとおり、様々な町村の事情によってやれるところとやれないところがあるのだというふうには理解いたしております。

前段申し上げたとおり、国もこの定期接種にしたことによって、带状疱疹ワクチンを積極的に受けてくださいということではないというふうには理解をしているのです。基本は、やはりなつたときに早期に病院にかかると。そのことが前提であって、その前にワクチンを受けることも、その選択肢の一つにありますよと。これ、テレビでもやっていますよね。ワクチンをすることも選択肢の一つなのですよということはやっていますけれども、やはり早期に病院にかかって、1週間抗生物質を飲むのですけれども、そのことをすることによって、そういった後遺症ですとか、いろんな後々の痛みですとか、そういったものが取れるということもあります。ですから、町民の皆さんにはいろんな声があることも私も聞いておりますけれども、まずは早期に病院にかかっていただくということと、あとは定期接種化になった部分については、ワクチンを受けることもその選択肢の中にあるということで対象者の方々には通知をさせていただいて、接種を希望される方には接種をしていただくということで進めているところであります。

後段のほうでお話のあった80歳以上の関係について、これもちょっと今の段階でお答えはできま

せんけれども、先ほど申し上げているとおり、接種率がどういう状況になるのかと。例えば今65、70、75、80歳と、こういう形でやっています。そして、その年代がどういった人たちがワクチンを実際に打つのかというところも、ちょっと様子を見させていただきたいというのがあります。その上で、今ご提言のあった部分も含めて検討したいなというふうには思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 以前も取り上げましたが、この带状疱疹が一度のみならず一番多い人は3回ほどかかっている方もおりますけれども、先ほど紹介した東京都の鹿浜平山所長さんも含めて、実は本町の町内のクリニックのお医者さんも带状疱疹予防ワクチン、経済的に許されるならば、いわゆるシングリックス、不活化（組換え）ワクチンを打ってくださいという形で、患者さんにそういったお話をされているということなのです。ですから、とりわけ高齢者の方で带状疱疹後神経痛になった方の苦しみといいますか、お医者さんも目の当たりにしていることも含めて、そういったワクチン接種の推奨をしているということなのですね。先ほど国は積極的に推奨していないということなのですが、とりわけ75歳、80歳以上の方については、そういったことを求められているのかなという形で認識をしております。

以前質問したときは、町単であれば、年間の事業費として300万円ぐらいかかるからできませんという答弁でしたが、今言ったように、5歳刻みですけれども、国の特別交付税が一部交付されますけれども、今後国がどういう方針になるか分かりませんが、最初の5年間というのですか、これが一番、今、町民が待ち望んでいる部分だなというふうに、直接会ってお話ししたらそういったお話があるのですけれども、例えば最初の5年間だけ一定程度年齢層を広げて、5年後にまた定期接種化というかな、そういう形でやっていくなり、本町の財政を少なからずも制約しながら住民が最低限必要な部分、先ほど上土幌町のことも含めて差別化という言葉を使わせてもらいましたが、そういった選択肢もあるのかなと思いますけれども、それについてどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 5年刻みでありますから、先ほども申し上げたとおり、今現在60歳の人も5年後には65歳になるわけでありまして、5年後には今の60歳の人たちは、全て対象になると。広尾町の今65歳以上の人口が2,400人ぐらいだったというふうに思いますけれども、今の制度でいくと、毎年500人ずつ対象になっていて、5年間ですから約2,500人、つまり全員が5年間の中で1回受けられるという制度なのですね。今、議員がおっしゃっているのは、その5年間の部分をもう全員に開放、接種できるようにしたらどうかというお話だと思うのですが、今、当然交付税の対象になるのは定期接種分ですから、例えば今1万円町が助成していますけれども、3,000円分バックしてくると。3割バックしてくるということで、3,000円分バックしてきます。今、予算的には400

万円を見ているので、単純に120万円は戻ってくるという計算になるのですけれども、全年齢を対象にした場合、ほかの年齢は交付税の対象ではありませんので、全額1万円は1万円の負担で町が1万円負担したということになって、そういう部分があります。財政的な部分を申し上げればそういうことになるわけでありまして、先ほど申し上げたとおり、今後どういった推移になるのかという部分をちょっと見極めさせていただきたいというのが正直なところでありまして、当初の計画の中では全体の40%、500人のうちの40%が受けるのではないかとこの予想で今進めています。その接種率の在り方がどうなるのかというのを見極めさせていただいて、今ご提言いただいた部分も含めて検討していければというふうに考えております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 国の特別交付税の3割措置については、私も私なりに試算をしておりますので、そういった意味で工夫をしながらということと、とりわけ、何度も申し上げますけれども、5年も待てないと、5年は長過ぎるというご高齢の方の声をこれまた無視できないということでもありますので、その辺も含めて今後検討いただきたいと思います。

次に、介護報酬引下げに係る二次質問でありますけれども、厚生労働省の調査では、今回の介護報酬の引下げによって減収した事業所の8割が訪問回数を減少しているという結果なのですね。その背景としては、いわゆる人員不足ということで、例えばニーズがあっても人手が足りないので断るという形で回数をこなすことができないということでもあります。

それで、例えば、これは京都市のある訪問介護の事例なのですが、京都市ですから自転車で移動しているのですね。大体、移動時間も市内ですから15分前後で次の訪問先へ行くわけですが、8時前から訪問介護を始めて、このときは6時半までかかって、当然1時間、昼食休憩は取っていますけれども、9時間半で9軒の訪問介護をされているという事例なのですよ。一般的には1日7回程度ということに言われていますけれども、このヘルパーさんは65歳なのなのですが、実は辞めたくてもなかなか事業所のほうで辞めさせてくれないとか、そういった中で、人もいないからどうしても件数をこなすためにこういった無理がたたるといことなのなのですが、先ほどの説明で本町の場合はホームヘルパーさんは兼務を入れて8人ですから大体6人から7人ということなのでしょうけれども、平均年齢も54.75歳ということで、大体55歳ですから、まだ若い方なので、あと10年程度は一定程度このヘルパーさんの数値で可能なのかもしれませんけれども、待遇面で全産業から比べても7万円近く安いということを含めると、やっぱり待遇改善をきちんとしていかなければ、この人員確保というのは難しいのかなというふうに思っております。

実際、本町の社会福祉協議会については、そのほかにデイサービス事業もやられていまして、これは聞きますと、毎回、ほぼ定員が埋まる利用者がいるということで、収益金については一定程度安定して確保できているということなのなのですが、ただ、今後において、そういった介護報酬等が引き下げられると大変なことになるなという気がいたしますけれども、人材確保も含めて、今後そういった中長期的な部分についてどのように考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

す。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 事業所における処遇改善の部分のお話もありました。それぞれの事業所において処遇改善を行っているのだというふうに思っておりまして、町のほうで事業所に対する部分についての答えは差し控えさせていただきますけれども、昨年度の介護報酬改定においては、賃金上昇に関わる部分が改定されたということでもあります。

一方、議員からもあったように、訪問介護の部分について減額がされたということで、全体として報酬が下がっているという状況、これは先ほども申し上げたとおり、昨年、今年の予算の確保に向けた部分で社会福祉協議会の会長、そして副会長含めて面談をさせていただいておりまして、同様のお話を伺っております。その中で、当然今の状況ですから職員の賃金改定を含めて処遇改善をしていかなければならない、人員の確保もしていかなければならないというところで、大変厳しい状況というふうに認識をしているところであります。継続して運営ができるように、今後も社会福祉協議会のほうと意見交換も含め、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） それぞれ町も社会福祉協議会もご努力をされていることに関しては敬意を表したいと思いますけれども、実際、先ほども触れましたけれども、全国で訪問介護事業所がゼロというのが107自治体あるということで、そうすると、そこに住まわれている本来介護サービスを受けるべき部分がその町内では受けられないというような事態でありますし、介護事業所ゼロの部分で、最後まで社会福祉協議会が担っていたものがどうしても赤字経営ということでやめて、そのことによってゼロになったという自治体も少なからずあるのですけれども、そういった意味で本町の場合は、先ほど言ったように、デイサービス事業のほかに町の補助等で運営補助金、福祉団体・ボランティア団体育成事業等で今年度も約2,700万円程度の助成金で賄っていますから、そういった複合的な事業をやっている部分については一定程度、単一事業所でないという部分では持続可能だというふうには認識するのですけれども、いずれにいたしましても、本町の住民がこれからもずっと介護サービスを受けられる、そういった体制というのは、町も含めて社協と連携を取りながら支援体制を図っていく必要があるかとは思っているのですけれども、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今、お話ありましたとおり、社会福祉協議会が唯一、訪問介護事業所として町内で事業所を展開していただいているわけでありまして、複合的にデイサービス、それから地域福

祉事業である社会福祉事業も展開をしていただいているわけでありまして、そういった事業を複合的にやることによって、何とか今事業をやっていけるような状況にあるわけでありますけれども、訪問介護に限らず介護員の人材不足という部分で、今、議員からもありましたように深刻であります。また、職員の高齢化も進んでいるというような状況で、社会福祉協議会としても、若年層、若いこれからを担う職員の募集をかけていくということでお話を伺っておりますけれども、現状は大変厳しい状況だというふうに認識をしているところであります。

先ほどもありましたとおり、本来の社会福祉協議会の事業である社会福祉事業、そして介護保険事業、それぞれの目的があって、役割があって進めているわけでありますので、その中で直接、例えば介護保険事業に町が介入するということについては、ほかに町内で展開している介護事業所もございますので、その部分については非常に難しいのかなと思っています。ただ、町がお願いをしている、町の両輪として社会福祉事業を担っていただいておりますし、別な部分では重層的な支援ですとか、委託事業も行っております。そういった部分で社会福祉協議会のほうといろいろ協議をしまして、どういったことでその部分が持続可能的にやっていけるのかということを毎年毎年協議、意見交換をさせていただきながら進めているところでありまして、今後につきましても、町内唯一の事業所として継続していけるように、側面的な支援も含めて行っていきたいと思っています。

1、議長（堀田） 次に、6番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、6番（松田） 私は、町内の上下水道管の現状と今後の計画について質問をいたします。

今年に入り、全国的に水道管に関する大きな事故が多発しています。1月28日に埼玉県八潮市において下水道管の破損により人命を巻き込んだ大規模な陥没事故の発生を皮切りに、4月には京都市で水道管の破損による道路の冠水が発生するなど、報道等によれば全国的に年間2万件以上発生しており、道内においては、最近ニュースになったものだけでも、札幌市や室蘭市、下川町や天塩町、美唄市やニセコ町など、そのどれもが高度成長期に布設され、法定耐用年数の40年を超える老朽化した水道管の破損が要因として挙げられています。

これらの報道等による情報から、本町の水道管の状況を心配する声が町民からも上がっており、また、最近多発している地震や近年の地震災害を考慮すると、老朽化した水道管の耐震性を向上させることも急務だとの認識の下、次の3点について伺います。

本町にある水道管の布設年度と耐用年数及び水道管の漏水や破損と耐震性能の現状について。

2、耐用年数を超えた水道管の更新計画や耐震化計画について。

3、更新計画予算の確保に伴う水道料の値上げ等について。

以上、答弁よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 松田議員のご質問にお答えいたします。

町内の上下水道管の現状についてであります。

初めに、1点目の本町の水道管の布設年度と耐用年数及び水道管の漏水や破損と耐震性能の現状についてであります。水道管の更新は、布設年度が古く、耐用年数を超えたものから毎年計画的に更新しております。

現在、本町におけます一番古い水道管は昭和41年布設のものであり、59年経過しておりますが、今年度の更新を計画しております。

また、一般的に「耐震管」と知られておりますのはGX管であります。本町が従前から布設しておりますダクタイル鋳鉄管につきましても、町の実情などを踏まえて「耐震管とみなす」という見解を国から得ており、その考えを踏まえますと、本町の市街地区の配水管耐震化率は92%に達しております。

また、水道管の漏水や破損の状況把握につきましては、専門業者に調査を委託し、破損箇所の特定を行った上で順次修繕を行い、漏水の解消に努めているところであります。

下水道管につきましては、耐用年数50年のコンクリート管を主に使用しておりまして、耐用年数を超えた管はありません。

2点目の耐用年数超えの水道管の更新計画や耐震化計画についてであります。

国からの通達により今年1月に耐震化計画の策定を終えており、また、更新計画につきましては、まちづくり計画を基本とし、更新の優先順位が高い水道管から順次更新を行ってまいります。

3点目の水道料金の値上げについてであります。

現在、年間2ないし3か所の水道管更新工事を行っておりまして、現在の事業量で推移した場合、水道事業会計の財政シミュレーション上では、当面の間は値上げを行わなくても会計運営が行える見込みであります。現在の状況であります。

一方、下水道事業会計につきましては、恒常的な収支不足が見込まれていることから、一般会計からの繰入れを抑制するためにも、第6次行革の中で料金の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 今いただきました答弁によりますと、本町の92%がダクタイル鋳鉄管であり、布設地の地盤のよさなどを考慮すると、耐震管と同程度とみなすとの見解を国から得たということでした。

私のふだんの生活でダクタイル鋳鉄管というのはあまりなじみのない素材なので、今回勉強させていただきました。ダクタイルとは柔軟なという意味でありまして、地震による地盤の揺れや、ずれに合わせて柔軟に曲がることができるとありました。また、鋳鉄管は素材自体の強靱性を高めて衝撃等に強くしたものであり、ご答弁のとおり耐震性に優れていることが分かりました。付け加え

て、ダクタイル鑄鉄管の実用耐用年数は一般的に60年から100年とされており、地方公営企業法上の水道管の耐用年数40年を過ぎても、理論上はそうそうに駄目になるものではないことも理解できました。

ただ一方で、例えば埼玉や大阪で起きた上水道の大規模な破損事故では本町と同じダクタイル鑄鉄管が布設されており、埼玉では布設から45年の経過、大阪では本町と同じ昭和41年布設の水道管が破裂している例もあります。そういった意味では、あまりのんびりとした更新計画では現状に追いつかないことが予想されるところですが、先ほどの答弁にありましたまちづくり計画を基本とする更新計画では、およそどのくらいの年月が想定されているかを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 再開

再開します。

楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 更新計画の内容ということなのですが、今ある管を古いところから、40年超えのところから毎年更新していくというようなことを年次的に計画しているという内容になっておりまして、今ある管が全て更新が終わるのがいつかというのはちょっと出ないのですが、そういうふう古いところから随時やるような更新計画を立てております。

以上です。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 先ほどの答弁の中にもありました年間2ないし3か所、随時更新されているということで、今ご答弁いただきましたように、その中でも古いものから順番に更新されていくということでありました。

先ほど私が申し上げましたように、ダクタイル鑄鉄管の実用耐用年数80年というのも考慮しますと、この先おおむね20年で更新計画を立てて着実に実行していくことが望まれるところですが、予算の面も含めて、現実的な実効性をどのように考えておられるか、先ほどの答弁のとおり、年2か所、3か所というふうになっていくと、例えば30年、40年、50年とかかかっていくということになってくるとは思うのですが、そのようなところで財政的な面も片方の目では見ていかないと駄目だということも重々承知しているのですが、その辺の総合的な考え、まちづくりの中で町長、どのように考えておられるのか、お聞きしたいなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 先の話になりますので確定的なことは申し上げられませんが、先ほど課長が説明したように古い管から順次取り替えていく、これを基本にしながら進めていきたいというふうに思います。

その上で、最初の答弁でも申し上げましたとおり、漏水箇所ですとか、そういった危険な箇所があれば、その部分については緊急的に進めなければなりませんし、まちづくり計画10年の、今回は5年の計画ですけれども、今後つくられる計画の中で、こういった優先順位の中でこれを進めていくかというのは、そのときの議論にもなろうかと思いますが、その場合にはもっとスピードを上げていかなければならないという結論が出れば、今の現時点で水道料金の値上げという部分については考えておりませんが、場合によってはその時点での判断ということで、やはり水道料金を上げなければそれには対応できないという結論が出れば、そういう形にもなろうかと思います。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） 今お話しいただいたように、スピードアップをして水道事業、更新事業を進めていくということになれば、基本原則として受益者負担ということになっておりますので、我々町民も少なからず負担をしながらまちづくりを進めていかなければならないというふうに私も考えておりますが、下水道事業については恒常的な収支不足により料金の見直しを検討するとの答弁、まずありました。今の段階のシミュレーションになるということですので、その財政シミュレーションの中では、おおよそ何割ぐらいの見直し、受益者負担で持続可能になるのか、持続可能になるとお考えになっているのかということを最後にお伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 楠本建設水道課長。

1、建設水道課長（楠本） 下水道会計の財政シミュレーションのお話なのですが、明らかにずっと収支不足になっておりまして、今後もこれで推移するということははっきりと予測が立っております。

では、幾ら値上げをするのだというお話なのですが、今まさにその計算をやっている最中でして、先ほど言ったように行革の中でそれを協議していこうと思っております。なので、今、数字は明確なことは言えないのですが、近々そういった形でお示しできるというふうに思っておりますので、すみませんが、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、6番（松田） どこかの段階で見直しが図られるということなので、先ほどからいろんな先輩

議員、同僚議員のほうから町民の負担を何とかしてくれという様々な角度で話があったところでありますけれども、この上下水道の値上げについても、致し方ないとしても、なるべく早い段階で見通しを示していただいて、いきなりの1割値上げ、2割値上げというふうになると、町民のほうもますます厳しい財政状況の中で混乱が生じると思いますので、その辺の広報も含めて、しっかりと計算をしてこれからも努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上、私の質問を終わります。

1、議長（堀田） 休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

再開します。

一般質問を続行します。

次に、3番、大庭克彦議員、登壇の上、発言を許します。

1、3番（大庭） それでは、さきに通告しておりました2項目について質問をさせていただきます。

まず、1つ目の発達障がい児への対策と「5歳児健診」の実施について、町長と教育長にお伺いします。

不登校の原因の一つと言われている発達障がいなどを早期に発見し、就学前に必要な支援につなげることを目的とした「5歳児健診」について、こども家庭庁では、令和4年度14.1%であった全国の自治体における健診実施率を令和10年度までに100%にすることを目指し、今年度より健診料に対する補助額の引上げや医師の派遣に必要な費用、発達障がいをサポートする保健師、心理士向けの研修費の補助など、本格的に「5歳児健診」の普及に取り組むとの方針が示され、道内でも令和6年度末で48市町村で実施されており、これは令和5年度と比較して約4倍の数値で増加しているとの報道がありました。

発達障がいなどに対する療育支援の開始は、早ければ早いほど効果があると言われており、言語の理解能力や社会性が高まってくる5歳前後の年齢児は、発達障がいなどの特性が顕在化してくる時期でもあり、健診の実施によって早期に発達障がいなどの特性を発見、認知し、就学前に必要な支援を行うことによって、就学後の孤立や不登校、ひきこもりといった2次的障がいを軽減することができると言われています。実際に「5歳児健診」を実施し、小学校就学までに必要な支援、療育を行った自治体において、不登校児童生徒が減少したとの結果も報告されているところです。

本町においても、就学後の不登校やカウンセリングを受ける児童生徒が少なくない状況であると認識しておりますので、子育て支援の一環として「5歳児健診」を実施し、発達障がい等の特性が確認された子どもさんに対して、就学前から就学後において、より効果的な支援に結びつけられる

よう、体制の整備も含めて前向きに検討すべきであると考え、次の点について町長及び教育長にお伺いをいたします。

まず、1点目は、就学前における発達障がいなどの発見、認知に向けて現在行っている取組について町長にお伺いをします。

2点目は、発達障がいなど特性の見られる子どもさんに対する就学前及び就学後の支援体制、支援内容、支援に向けた行政及び教育委員会、学校等関係機関との連携について、町長及び教育長にお伺いをします。

3点目は、「5歳児健診」の重要性及び必要性に対する認識と併せて実施に向けた考え方について、町長と教育長にお伺いをいたします。

次に、2項目めであります。

大規模地震に対する防災対策について町長にお伺いをいたします。

近年、全国各地で大規模な自然災害が頻繁に発生しており、防災・減災に対する自治体の対策に住民の関心が高まっている状況にあります。北海道においては、日本海溝・千島海溝巨大地震の発生がかねてより危惧されており、太平洋沿岸を中心に甚大な被害が想定されているところであり、太平洋沿岸に位置する本町においても最大26メートルの津波が到達すると予想されており、住民の安全を確保するための対策の強化が求められています。特に最近では、太平洋沿岸を震源とする震度4から3クラスの地震が相次いで発生しており、巨大地震発生に対する住民の不安が広がり、本町における防災・減災対策への関心が一層高まっているものと考え、次の点について町長にお伺いをいたします。

まず、1点目ですが、3月の定例会において示された本年度の町政執行方針でも、厳冬期における災害対策が重要であり、様々な取組を進めていくと記載されていますが、巨大地震が発生した場合には高い確率で停電になることが予想され、厳冬期における各避難所の暖房対策が必要不可欠であります。本町が備蓄している防災資材の中には電池式のポータブルストーブも含まれていますが、学校体育館などのように広い空間を暖めるまでには至らないものと考えています。

そこで、各地域において最低限拠点となる避難所には設置されている暖房機器や照明器具等を使用する電力確保のため、固定式自家発電機などの設置が必要ではないでしょうか。停電に備えた公共施設などへの非常用電源の確保については、まちづくり推進総合計画の防災・減災対策の施策にも重点取組事項として記載されているところです。

また、本町では、昨年、広尾町ゼロカーボンシティ宣言を表明し、脱炭素に向けた取組を行っていくこととしており、各計画においても太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的に活用していくとの方針も示されていることから、避難所となる公共施設への太陽光発電及び蓄電装置の設置による非常用電源の確保の方法も併せて検討し、早急に進めるべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、2点目ですが、防災資材等の備蓄品について、現在、各地域に具備されている備蓄品を見ますと、豊似市街には食品とアルファ米と飲料水、毛布とアルミマット、小型の発電機1台となっており、ご飯のおかずとなる防災食や非常用保存スープ、段ボールベッドやパーティションなど、

避難生活に必要な資材が備蓄されておらず、野塚地区は保管場所の関係から食料や飲料水も備蓄されていない状況となっています。

両地域は、津波による被害は想定されないものの、住宅等の損壊など巨大地震による被害は十分想定されるとともに、大津波により楽古橋が通行不能となった場合は、本町から備蓄品を搬送することも不可能であることから、保管場所の確保も含めて両地域への防災資材の備蓄が必要であると考えますが、今後の取り組み方について町長にお伺いします。

最後に、巨大地震や大津波によって楽古橋及び広尾橋が通行不能となった場合、豊似・野塚地区や音調津地区は本町から孤立することとなりますが、この場合の避難誘導や住民の安全対策についての指揮命令体制などについて、改めて各地域の町内会や自主防災組織等との整理・確認が必要ではないかと考えます。

また、あわせて、まちづくり推進総合計画にも記載されているとおり、防災知識を備えた地域における防災リーダーを育成するために、地域住民を対象とした「防災マスター」や「防災士」の資格取得にかかる費用や講習会等の受講料に対する助成など、行政として積極的に取り組む必要があると思われますが、これらの取組について町長のお考えをお伺いいたします。

以上、ご答弁いただきますようよろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、大庭議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、発達障がい児への対策と「5歳児健康診査」の実施についてであります。

3点のご質問につきまして、教育長の答弁と重なる部分もありますけれども、町長としての答弁をさせていただきます。

1点目の就学前における発達障がい児などの発見・認知についての取組内容についてであります。

現在、本町では、乳幼児健康診査において、お子さんの発達の確認や育児相談を行っており、発達障がいの疑いのあるお子さんには、南十勝こども発達支援センターの療育相談や医療機関受診の調整を行うなど、保育施設と連携を図りながら、継続的に支援に取り組んでおります。

また、乳幼児の発達に関する情報交換会を南十勝こども発達支援センターや認定こども園、子育て世代包括支援センターの職員と定期的に開催し、支援が必要と思われるお子さんについての情報共有を行っております。

次に、2点目の発達障がい児に対する就学前及び就学後の支援体制及び支援内容、支援に向けた行政及び教育委員会、学校等関係機関等の連携についてであります。本町といたしましては、各庁舎内外の関係機関と連携を図り、発達の遅滞等が見受けられる児童の情報の共有を行い、北海道立特別支援教育センターが実施をしております巡回教育相談への接続や、教育支援委員会へ諮問する児童の情報を整理し、把握に努めているところであります。

また、就学後につきましては、子育て世帯の保護者をはじめ、教育委員会や各学校、スクールソ

ーシャルワーカーなどから、発達相談や子育てに関する困り事の相談を町でお受けし、療育相談や専門医療機関、放課後等デイサービス利用への接続等を行い、発達相談に関する児童の困り事の解消や自立支援、家庭支援に努めております。

発達障がい児に係る支援といたしましては、広尾町障害者自立支援協議会の専門部会であります「こども部会」の個別ケース会議で、保健・福祉・教育・保育等の関係者が、児童やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係者同士が顔の見えるネットワークを構築し、情報共有等を行いながら、地域課題の発掘・解決に向けて取り組んでおります。

特に、知的の遅滞が見受けられる児童等につきましては、帯広児童相談所が本町で行っております巡回児童相談につなげ、療育手帳の取得を促すことで、充実した福祉サービスの利用に至るまで、力を入れているところであります。

最後に、3点目の5歳児健康診査の重要性の認識と実施に向けた検討状況についてであります。

5歳児健康診査は、発達障がいなどの特徴を確認し、就学前の大切な時期に保護者の皆様の育児支援を行うという点におきましては、大変意義が深いと認識をしており、今年度につきましては、職員の研修受講や情報収集に取り組んでおります。

今後であります、健康診査に携わる専門職員の確保や役割の明確化、健康診査後のフォローアップ体制などの課題に対しまして、関係機関と協議を行いながら対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の大規模地震に対する防災対策についてであります。

日本海溝・千島海溝における巨大地震が発生する確率が上昇する中、十勝地方でも5月から6月にかけて震度4程度の地震が頻発しており、町民の不安や関心も高まっている状況にあると思われます。

1点目の非常用電源の確保についてであります。

厳冬期は、避難後に屋外に長時間とどまることによる低体温症での死亡リスクが高まることから、特に暖房対策が重要であると考えております。本町の非常用電源といたしましては、可搬型の小型発電機と電気自動車を備えておりますが、災害対策本部を設置する役場庁舎においても、冬期に暖房器具を稼働させるためには電力が不足する状況にあり、大型の自家発電施設の設置について、検討していかなければならないと考えているところであります。

太陽光発電設備の設置につきましても、公共施設では役場庁舎など数か所にとどまっており、今後、脱炭素化を進める上でも再生可能エネルギーの活用が不可欠であることから、新たな施設の整備の際には導入を積極的に進めていく必要があると考えております。

次に、2点目の豊似・野塚地区の防災備蓄品についてであります。

本町では、令和4年12月に北海道が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」に基づき、目標数量を定めて、食料や飲料水、防災資機材等の備蓄を進めているところであります。

豊似地区は豊似小学校と農村環境改善センターに食料と飲料水、発電機、毛布、アルミマット等を備蓄しておりますが、野塚地区は保管場所等の問題もあり備蓄が進まない状況にあることから、現在、町内会と協議を重ねているところであります。

巨大地震が発生した際には、豊似・野塚地区でも大きな被害が出ることが想定され、楽古橋が通行不可能となれば、市街地からの救援物資の輸送も困難となることから、段ボールベッドやパーティションなど避難生活の質を向上させる資機材の備蓄についても、今後検討を進めてまいります。

3点目の防災リーダー等の育成についてであります。

災害が発生した際には、発生時や時間によっては職員が各避難所に到着するより前に、被災した方が避難してくることも想定されます。

先ほど雄谷議員からのご質問にもお答えしたとおり、役場職員が不在の場合、初期の避難誘導や避難者の確認など自主防災組織の果たす役割は非常に大きいものがあることから、豊似・野塚地区における組織の設立支援や実践的な訓練の実施を町内会と連携して進めていく必要があります。

また、まちづくり計画でも「防災リーダーの育成」を進めることとしており、地域で活躍する防災人材の育成は重要であると考えており、「地域防災マスター」は北海道が地域における防災活動を活発化するためにつくった制度であり、認定には北海道が実施する資格取得講習の受講が必要であるため、北海道から開催案内があった際には、各自主防災組織へお知らせしているところであります。

また、「防災士」は民間資格でありまして、資格取得には養成講座を受講し、試験に合格する必要があります。資格取得までには約6万円の費用がかかることから、受験者に対し費用を助成している自治体もございます。広尾町におきましても、地域防災力の向上を図るため、助成について今後検討してまいりたいと考えております。

いつ起こるか分からない災害に備え、自主防災組織の設立や地域防災マスターなど防災人材の育成を進めるほか、町民の皆様の防災への意識をより一層高めていただけるよう取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

山岸教育長、登壇の上、答弁願います。

1、教育長（山岸） 発達障がい児への対策と「5歳児の健診」の実施についての2点目の質問であります発達障がい児に対する支援体制・取組についてお答えいたします。

心身に障がいがあると思われる児童の就学については、保育所や健康管理センターなどの関係機関と連携し、保護者の面談なども行い、広尾町教育支援委員会において適正な教育支援について諮っております。

就学や進学時においても保育所や学校間で引継ぎを行い、児童の特性に合わせた教育支援を行っております。

また、北海道立特別支援教育センターの巡回相談を利用し、各種支援につなげております。

就学後につきましては、特別支援学級に在籍の上対応し、状況に応じスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、また、ケース会議などで関係機関と情報共有をすな

がら対応しております。

3点目の「5歳児健診」の重要性の認識と実施に向けた検討状況については、保護者が児童の特性を早期に認識し、適正な教育支援を受けるためには重要なことと認識しております。教育委員会としては引き続き関係機関と情報共有し、特別支援教育の体制・環境を維持してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） それでは、1項目めの発達障がい児への対策と5歳児健診について再質問させていただきます。

まず、発達障がいなどの特性に関する発見・認知については、保護者の理解も含めて非常にセンシティブな問題であり、健康管理センターをはじめ関係部署の職員の皆様も大変な苦労をしながら、親身になって保護者に寄り添い支援を進めていただいているというふうに理解をしているところであります。

そこで、先ほど町長からの答弁の中で、大樹町にあります南十勝こども発達支援センターの療育相談や医療機関、受診の調整とありましたが、中札内村、更別村、大樹町と4町村で運営している南十勝こども発達支援センターの4月末現在の在籍実数を資料を頂いて見ますと、施設がある大樹町は1歳児から中学校3年生までの総数で64名が在籍利用しているのに対して、中札内村は28名、更別村は11名、本町は32名となっております。本町からだ大樹町までは往復でおおむね1時間近く時間を要するというので、施設までの距離が保護者の負担となってセンターの療育を受けたくても受けられない方もいるのではないかというふうに思っているところであります。

また、同センターの支援員も不足している状況であるというふうに聞いており、本町でもホームページなどでこの支援センターの支援員を募集しているところでありますけれども、このまま人員不足の状況が続いた場合、従来どおりの支援が受けられなくなる可能性もあると思われませんが、どのようにお考えか、現状の分析と併せてお伺いをいたしたいと思います。

また、関連して更別村では、発達支援に関する相談窓口を発達支援センターとしながらも、センターまでの距離を考えて、更別村の子育て世代包括支援センターの中に発達支援相談員1名を確保、配置して、気軽に相談できる体制を整えているとのこととあります。

また、忠類では、以前はこのセンターの運営に加わっていたわけでありましたが、令和6年でしたか、幕別町本町でも発達支援センターが設置されておりますので、そちらに移ったということとありますけれども、忠類ではやはり幕別町本町まで相当の距離があるということで、通うことは難しいということで支援専門職をここも確保し、忠類ふれあいセンター福寿内に発達支援センター忠類分室を昨年4月から開設したとのことでもあります。本町においても、支援を必要とする子どもや保護者が療育支援や相談しやすい環境を整えていくために、専門人員の育成や確保も含めて、町内での通所施設設置を検討していく必要があると思いますが、これに対して町長のお考えをお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 今、議員のほうからいろいろお話がありましたけれども、センターが大樹町にあるというところの距離的な部分のお話であります。

それぞれの町にこういった施設が1つずつあれば、それにこしたことはないわけでありまして、このセンターの設置、こども発達支援センターでありますけれども、昔は別な名前でありましたけれども、歴史がある部分であります。

今お話があったように、大樹町は所在町でありますから、気軽にといいますか、通えるという状況で在籍者が多いということでもありますけれども、広尾町については約その半分ということで、そういった状況が通いづらいという部分にあるのではないかなというふうなご質問であります。やはりそれぞれの町にあったほうがいいというのは当然でありまして、子育て支援にこれから力を入れていくという部分についても、あったほうがいいというふうに認識をしております。ただ、その相談員、それなりの資格を、きちっとした資格を持った方が必要だというふうに思っておりますので、そういった部分も含めて、今後、研究課題とさせていただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） 今、町長のほうからご答弁をいただきましたけれども、人材の確保というのは非常に難しく、課題になっているところでありますが、やはりその中でも、町内、町外からの人材の確保あるいは町内での人材の育成というのは非常に大事だというふうに思っております。子どもさんの将来に影響することでもありますので、ぜひこの本町での通所施設の開設については、前向きにご検討をいただきたいというふうに考えるところであります。

これについて最後に、5歳児健診の実施についてであります。

町長も教育長もこの重要性については十分認識されているというご答弁でありましたので、これについては理解をいたしました。

健診の効果については、先進的に実施されている鳥取県、平成18年から先進的に取り組まれておりますけれども、実際に不登校やひきこもりの生徒の減少につながっているというふうな報告もされているところであります。

これにつきましては、十勝管内では今のところ浦幌町のみの実施というふうになっております。いろいろ調べると、十勝については人口の割に小児科医の先生が少ないということで、他の地域に比べると、現在では実施しているところは浦幌町だけというふうになっておりますけれども、先ほど申し上げた国の方針もあって、今後実施される市町村が増えていくというふうに思われます。その中であっては、やはり各市町村との人材の取り合いにも発展するというふうに思います。早めにスピード感を持って実施に向けて専門職の確保や、行政報告でも報告がありました町内のファミリー

ークリニックが残念ながら閉院してしまいましたけれども、何とか小児科が診られる先生の招聘について町長のほうにご努力をいただきたいというふうに思っております。

この健診については、健診の実施が最終目的ではなくて、健診結果を踏まえて幼児から就学・修了まで切れ目なく一体的に教育委員会も含めて効果的な支援を行えるということが最重要な目的であるというふうに思いますので、先ほども申し上げましたように、健診の実施あるいはその後の支援について関係機関、連携をしてスピード感を持って前向きにご検討いただきますようお願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

防災関係の再質問をさせていただきます。

1つ目の非常用電源の確保についてでありますけれども、2018年に発生した胆振東部地震によるブラックアウト、これを契機に非常用電源を整備する市町村が増えてきております。また、道内では進められているところでありますけれども、先日の新聞報道では、ブラックアウトを契機にはないのですが、2022年の暴風雨で帯広市が30時間停電になって、これが発生したのが12月ということで、そのときでも非常に暖房対策に苦慮されたところであり、それを契機に帯広市は全ての公共施設に非常用電源を設置する計画で3年間で進めてきて、本年度完了したというのが新聞報道でありました。

災害発生時に対策本部となる役場庁舎における電源の確保、先ほどの町長の答弁にもありましたように、これも非常に大事なことであるというふうには思いますけれども、冬期間、長時間の停電が発生した場合の指定されている避難所における暖房の確保というのは、何にも増して最重点に検討、整備する必要があるのではないかというふうに思っております。この冬期間の避難所の暖房対策についてどのようにお考えになっているのか、町長のご答弁をお願いいたします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 冬期間の暖房確保ということで、発電機も含めた対策ということであります。

冒頭の答弁でも申し上げたとおり、非常に避難所の箇所数に応じた部分というのは、全てが用意できていないという状況にあるわけでありまして、今までの経過の中で、広尾町が今まで経験してきた災害という部分でいけば、やっぱり地震イコール津波というところで、海岸地域、音調津、フンベ、美幌も併せて、あとは広尾市街地の海岸町、入舟町を含めて、そういったところの対策を先に進めてきたという状況がございます。そういったところがあって、なかなか全てのところには行き渡っていないところではありますけれども、今、議員の質問にあったとおり、冬期の部分というのはやはり人命に関わる部分が多くありますので、その部分をどうするかという部分、今後もいろんな補助メニューもいろいろ検討しながら進めていきたいなというふうに思っております。限られた財源の中でどうやってそこに配置していくかということ、その部分については、いろんなところを研究しながら進めていきたいなというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） 非常用電源の確保の関係でありますけれども、町内を見ますと、音調津地区については避難所を新設されて、中に暖房対策として、まきストーブが設置されているということで、停電による暖房対策というのはそれで取れると思いますし、野塚地区においては、集いの杜の中には、まきで暖を取れるストーブが設置されているということであります。問題は本町のところと豊似のところでありまして、全ての公共施設、避難所に設置というのは、やはり財政的には、広尾町の財政を考えると早急には難しいというふうには理解しておりますけれども、やはりどちらか1つ、1か所でも暖を取れる避難所がないと、高齢者や子どもさんなどが暖を取る場所がないということでありますので、何とか拠点とする1か所だけでも非常用電源の設置に向けてご検討いただけないか、町長にお伺いをしたいと思います。

また、この非常用電源については、先ほど大規模地震ということで、防災対策、ご質問をさせていただいておりますけれども、仮に停電になった場合についても、地震がなくても停電になった場合についても同じような状況が生まれると思いますので、これらも含めて改めて町長のほうにお伺いをいたしたいと思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 繰り返しになりますけれども、全ての避難所というのは無理な状況ではありますけれども、豊似の部分については、今お話のあったとおり暖の取れる施設がないという状況であります。

こういった形でできるのかというのを検討させていただきたいというふうに思いますけれども、1つには可搬型の発電機を持って行ってということなのではありますけれども、それを稼働したにしても、例えばストーブをつけるにしても数に限りがあるところでもありますので、こういった形でそういう暖を取れる施設になり得るのかという部分、検討させていただきたいというふうに思います。

また、併せて、そういった避難所の部分で、先ほど雄谷議員のほうからもありましたけれども、やっぱりそこに役場職員が行けないという状況をきちんと分かっていた上で、それを操作する、鍵を開けたり、ストーブをつけたり、では誰がやるのかという部分も併せていかないと、ただ物をつけても誰も火もつけないということになりますので、そういった部分も併せて進めさせていただけたらなと思っています。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） 今、町長がご答弁されたとおり、ブラックアウトの際、その前の白老町での鉄塔の崩壊による停電以降、町内の農家さんについては大型の発電機を整備しておりまして、ただ発電機を買えばいいというものではなくて、やはり切替え盤というものが必要で、その手順も全てマニュアル化をして農家に配った経過もあります。

先ほどから非常用電源というふうにお話をしているのですけれども、例えば豊似の改善センターであれば、最低限ボイラーを回すだけでどれだけの発電機容量が必要なのかということも含めて、全ての電源が使えるような非常用電源となると、かなり大きなものになると思いますけれども、せめてボイラーが回せるような電源の研究も含めて前向きにご検討いただきたい。

これについては本当に人の命がかかっておりまして、町で見直した広尾町の強靱化計画、昨年7月に改定した中にもリスクシナリオというものがありまして、「起きてはならない最悪の事態」の中に、人命の保護で積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大というふうな項目もありますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の防災資材の備蓄についてということであります。

これについては、平成15年に発生した十勝沖地震によって、豊頃町にある豊頃大橋、これが損壊を受けて通行止めになった経過があります。また、本町においても、役場庁舎をはじめ、今、防災資材を備蓄している旧広尾小学校の体育館の天井が落ちるなど、大きな被害が出たということはまだ記憶に残っているところでありますが、現在、発生が危惧されている地震については、それ以上のエネルギーを持った巨大な地震であるというふうに認識をしているところでありまして、当然津波の到来もあって楽古橋の通行は不可能になるということを前提にして今後の防災対策を検討する必要があるというふうに考えております。

防災資材の備蓄についても、備蓄の内容を見ますと、様々な備蓄計画に基づいて資材が備蓄されておりますけれども、ほとんど旧広尾小学校に集中している状況で、あとは先ほど町長がおっしゃられたように、音調津地区については、当然津波で孤立するだろうという前提で、ある程度、音調津のスキー場と書いてありましたけれども、そちらのほうに備蓄されておりますけれども、ほとんどの資材が旧広尾小学校に備蓄されている現状を踏まえると、先ほど申し上げたように、豊似・野塚地区はもとより、町内においても、ある程度分散備蓄を検討していく必要があるのではないかと。ほかの市町村では、立派な倉庫ではなくても、例えば市販されている物置の少し頑丈なやつでも、数は少数でありますけれども、各地域地域に分散して置いているケースもありますので、この辺の検討についてもされるべきではないかなというふうに思いますが、これについて町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 大きな地震が来た場合の想定でありまして、言われるように、楽古橋が崩落するという想定が出ております。同時に広尾橋も崩落するということでありまして、孤立するという部分においては、広尾市街地も孤立をするという状況にあります。豊似地区については、地震の状況にもよりますけれども、例えば紋別川、歴舟川の状況がどうなのかという部分があります。そういう状況に応じてやはり孤立する場面も想定されるわけでありまして、そういったことも想定の中で、今、防災計画も立てているところであります。

いろんな観点から防災対策を進めていかなければならないというところで、先ほど来申し上げて

いるとおり、全ての部分について、すぐに全部をやるということについては難しい部分がありますけれども、今やっぱりここについてはこれが足りないという部分、今ご指摘のあった部分も含めて、できる部分については早急に対策を進めながら、備蓄倉庫の関係もありましたけれども、どういったものをどの避難所に備蓄をしていくのかという部分、計画を立てながら、年次計画も含めて進めていきたいなというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） 防災資材の備蓄の関係については、そのような状況もありますので、ぜひご検討いただきたいというふうに思っております。

また、あわせて、3月の定例会で同僚議員の方からもご提案あったように、先延ばしになっている防災倉庫、これについては何とかいい事業を探して、1年でも早く整備をしていただければというふうに思っております。

次に、防災リーダーの育成の関係であります。先ほど来町長のほうからお話がありますように、孤立した場合に豊似、野塚、音調津については、本町の対策本部と綿密に連携する、それぞれの地区の対策支部といいましょうか、そのようなものを設置する必要があるというふうに思っているところであります。やはりリーダーとなって、まずこの支部長となって率先して住民の避難指示や安全対策を指揮命令するための防災知識を有する人材が必要不可欠である。このためには、資格取得や講習会に係る費用の助成などに前向きに検討していただきたいというふうに思っているところであります。

また、先日開催した議会報告会に参加された町民の方から、本町の防災に対する取組が住民に見えてこないというようなご意見をいただいたところであります。

実際に巨大地震の発生を想定した全住民参加型の防災訓練や冬期間の避難訓練などを実施してはと思いますが、これも新聞報道にありましたけれども、北見市の看護大学だったと思いますけれども、毎年冬期の避難所で1泊する避難訓練というのをされているというふうに報道されておりました。その中には民間の住民の方は非常に苛酷な状況になるため入れず、関係機関のみで行っているということでもありますけれども、幾ら下にマットを敷いても、下からの、北見市というのは物すごい寒いですから、寒さに耐えられないほどの中で一晚過ごしてみると。こういった経験もやはりやってみないと、こういうものが必要なのだとか、この状態で1日もいられないとか、そういうのが分かってくると思われますので、午前中の雄谷議員のほうからの質問もありましたように、防災に対する意識の醸成を図るためにも、防災訓練または冬期の訓練、これには住民は参加しなくても関係機関と、もしお誘いいただければ私も参加してどのように厳しい状況なのかというのを体験したいと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいというふうに思いますが、この取組について町長のお考えをお伺いします。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 孤立した地域において役場職員がそこに出向くことができない場合を想定して、そこにリーダー的なという部分でありますけれども、先ほど来申し上げているとおり、その地域地域でやはり自主防災組織というものをつくっていただいた上で、そこにリーダー的な方がいらして役場との連携をしながら、役場職員あるいは公的な機関の職員が行けるまでの間、そういった役を担っていただくということが必要だというふうに思っております。そのための地域防災マスターですとか防災士ですとか、そういった資格を持った人の要請という部分については、積極的に検討してまいりたい、助成についても検討してまいりたいというふうに思っております。

また、町内会の中では、豊似もそうですけれども、警察、駐在所がございまして、あるいは消防団も組織をされています。そして町内会と、そういった機関がきちっと連携をしながらこの地域をどうやって守っていくのかということを、地域の住民の皆さんが主体的に考えていくことが必要だというふうに思っています。その中で役場としての役割、そして自主防災組織としての役割をきちっと明確にしながら、自分たちの地域をどうやって守っていくのかというところを進めていきたいなというふうに思っているところであります。

今後も、野塚・豊似地区、自主防災組織がゼロでありますので、何とかそこに意識の醸成を図るためにも、今ご提言のありました冬場の耐寒訓練なのですけれども、以前、もう10年ぐらい前になるかな、やったことがあるのですね。冬場実際に、体育館だったと思うのですが、泊まって体感したことがあります。そういったことも今後また機会を見ながら進めていきたいなというふうに思っておりますし、総合的な訓練についても、4年から5年に1度の割合で全町民を対象にした総合防災訓練というのも実施をしております。そういう中で、より実践的に、では町が、そして自主防災組織が、どういった役割をその中で果たしていくのかという部分を検討しながら、共にそういった連携をしながら進めていければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） 最後の質問になりますが、今、町長のほうからお話しいただいたように、自主防災組織の関係であります。

基本的には町内会が中心となって考えられているところでありますけれども、近年、これも町内会費やら負担が発生する関係、また、今まで町内会で行っていた葬儀の手伝いもコロナ禍以降なくなったということもあって、町内会を脱退される方あるいはもともと豊似に移転されてきても町内会には加入されない方というの、都会のほうではどんどん町内会も減ってきていますから、そういう状況になっていて、町内会だけで組織するのであれば、それほど苦労はしないというか、名簿作成もそうなのですけれども、やはり自主防災組織となると、町内会会員、会員ではないを区分けすることなく、豊似地区に住んでいる方全員が避難できるような防災組織にシフトしてはいけないというふうに思っているところであります。

そこで最後の質問でありますけれども、ほかの町村ではやはり同じような状況があつて、なかなか町内会として自主防の組織化に、町内会が積極的に会員以外の方も勧誘して組織化していくというのは非常に難しい状況にあるというところもあつて、この自治体については、例えば町の地域コーディネーターの職員の方が、先ほど町長言われたように、豊似もそうなのですが、町内会長が自主防の会長になるのが普通かなと思うのですけれども、なかなか役員の成り手がないので、2年に1回ぐらいずつ替わっていくのですね。そうすると、もともと災害が起きたときに実際に機能するのかという問題もあるので、消防も警察も含めて本当に機能するきちとした固定されたリーダーを持つ自主防災組織というのをつくるべきだというふうに思いますので、そこに対して行政として何か関わり、お手伝いというか、そういったものができないか、最後に町長のほうにお伺いをしたいというふうに思います。

1、議長（堀田） 田中町長。

1、町長（田中） 自主防災組織の設立に向けては、町もあらゆるお手伝いをさせていただいております。名簿の関係についても、できる範囲で、名簿の作成については町内会で行ってもらうのですけれども、情報提供という形でお手伝いをさせていただいております。そういったことも含めて、町内会だけで難しいという部分もあるのだというふうに思いますけれども、基本はやっぱりそこに住んでいる人たちがやらなければ、先ほど来言っているように、役場の職員が幾らコーディネーターで行っても、行けないわということが想定されるわけですから、その部分についてはいろいろ協議をさせていただきながら、ご相談があれば担当のほうできちんと相談しながら、どういった設立ができるのか協議をさせていただきますので、ご相談いただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 大庭議員。

1、3番（大庭） やはり町内会で動くと、町内会に入っていない方の協力というのはなかなか得られづらい、特に個人情報となる名簿の作成についてはなかなか難しい部分もありますけれども、これについては防災組織の設立に向けていろいろ相談させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたしまして、私からの質問を終了させていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終了します。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日19日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時04分